

昭和十一年

選舉制度調查會
特別委員會及小委員會
關係書類綴

国立公文書館	
分類	
排架番号	2 A
	36
	委 951

751

二ノ内
(2)

1	民政黨選舉法改正要綱	第一回臨時委員會 (八月五日)
2	政友會選舉法改正要綱	" (八月五日)
3	國民同盟選舉法改正要綱	" (八月五日)
4	昭和會選舉法改正要綱	第三回臨時委員會 (八月十二日)
5	選舉制度改正要綱(山岡委員案)	第三回臨時委員會 (八月二十六日)
6	政友會選舉法改正案調查項目	
7	調查總會ニ於テ論議スルニ改正諸意見	第一回臨時委員會 (八月十九日)
8	小委員會審議資料	第二回臨時委員會 (十月十四日)
9	政府委員ノ立候補準備運動ニ関スル試案	第三回臨時委員會 (十月二十一日)
10	小委員會審議資料(其一)	第三回臨時委員會 (十月二十八日)
11	買収犯案防止ニ関スル考案ノ要ヲト認メタル事項	第四回臨時委員會 (十一月二十八日)
12	小委員會審議資料(其二)	第四回臨時委員會 (十一月四日)
13	泉二委員案九ヶ條ニ對スル試案	第五回臨時委員會 (十一月十一日)
14	小委員會ニ於テ決定スル九ヶ條ノ事項	第七回臨時委員會 (十一月二十五日)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

日本標準規格B5(十四行)

第一回修会

民政黨選舉法改正要綱(本案ハ特別委員會ニ於テ得タル成案ニシテ黨議トシ決定ノモノニ非ズ)

議會ノ威信ヲ高メ其機能ノ發揮ヲ完フセシムルガ爲メ制度ノ根本ヲナス選舉ニ關シ一層廓正ノ徹底ヲ圖ルト共ニ選舉ノ公正明朗並其簡易化、費用ノ遞減ヲ目標トシテ左ノ改正ヲ必要ト認ム

第一 選舉ト政治結社

選舉法上ニ於ケル結社ノ地位ヲ確認シ左ノ事項ヲ認ムル事

- (イ) 政黨ガ政策ノ宣傳及黨務執行上當然行フべき各種會合、演說會等ノ開催
- (ロ) 政黨ノ候補者詮衡ニ關スル事
- (ハ) 應援辯士ノ派遣其斡旋配置等

(イ) 公報ノ改辦活用

(ロ) 立看板配置ノ公營

(ハ) 演說會場公營ノ擴充

(ニ) 演說會告知方法ノ公營

(ホ) 無料郵便物配達方法ノ改辦

三 立候補準備ノ時定行爲ハ之ヲ認ムル事

四 選舉委員及辯士ノ手當並勞務者ノ選任等

(イ) 事務長及委員ニ對シテハ一定ノ手當ヲ支給シ得ル事

(ロ) 勞務者ノ選任ハ選舉委員ニ於テモ之ヲ爲シ得ル事

(ハ) 勞務者ニハ注目シ易キ記章ヲ付セシメ其選任ハ記章ノ流用

ヲ以テスル事

(二) 辯士ニハ一定ノ謝禮ヲナシ得ル事

第五 推薦狀並ニ挨拶狀

(イ) 推薦狀ニヨル第三者ノ選舉運動ハ無料郵便物中ニ封入領布

スル物及自筆自辨ニヨルモノニ限ル事

(ロ) 右ノ推薦狀ニヨリ更ニ他ノ第三者ニ對シ推薦ヲ依頼シ得ル

事

(ハ) 當落ニ關スル祝詞、見舞等ニ對スル禮狀ハ印刷ニヨル事ヲ

得ル事

○第六 次點者繰上制度ハ全廢スル事

第七 罰則ニ就テ

(イ) 惡質犯罪ハ之ヲ重罰スル事

第八 選舉取締リニ就テ

(ロ) 形式犯ニ對シテハカメテソノ科刑ヲ輕減スル事

(イ) 選舉取締リニ關シテハ一般ノ刑罰警察ト區別シ特別ノ檢
關ヲシテ主掌セシムル事

(ロ) 防犯方法ニ就テハ特別規定ヲ設ケル事

(ハ) 形式犯ニ對スル被疑者ニ對シテハ強制的成分ヲ爲ス事ヲ
編ザル規定ヲ設ケル事

(ニ) 其他選舉ノ公正ヲ害スルカ如キ官憲ノ行爲ヲ取締ル規定
ヲ設ケル事

第九 其他ノ事項ニ就テ

(イ) 施行令及ビ省令等ノ各種手續ヲ簡易化スル事

(ロ) 無料郵便物ノ内容ハ市町村ノ區域ヲ異ニスルニヨリ其内容

ニ異同アルモ支障ナキ事トスル事

(イ) 各投票函ヲ開票所ニ集メ全部混同シテ開票スルコト

右ノ改正要綱ト共ニ根本問題トシテ

一、 比例代表制ニ關シテハ單記綜合移讓式ヲ骨子トシテ之ガ實現

ヲ期スル事

二、 選舉區制及別表ハ比例代表制ノ實行ニ伴ヒ適當ナ改善ヲ爲ス

事

政友會選舉法改正要綱（委員會案）

七月八日付
（東朝記寫拔萃）

七月七日午後二時政友本部ニテ開催

（牧野（良）牧野（賤）倉元、船田、木村）

一 選舉法規ノ平明化

(一) 立憲政治ヲ國民ニ徹底セシメル爲ニハ選舉法規ヲ努メテ簡明

ニシテ且ツ常職化シナケレバナラズ

(二) 其ノ爲ニハ、先ツ

1 何人ニモ理解シ得ル機選舉法規ノ全文ヲ口語体ニ書キ直ス

コト

2 選舉ト選舉運動トヲ區別シ、選舉ニ關スル事項ノ規定スル

選舉法ト、選舉運動ヲ取締ル取締法規トヲ區別スルコト

(三) 選舉ニ關スル法規ニ就テハ便宜ヲ旨トシ、公平ヲ期スル上ニ
苟モ煩瑣ニナラナイコトニ努メ、取締ニ關スル法規ニ就テハ
指導ヲ旨トシ弊害ヲ除去スル上ニ、苟モ苛酷ナラザランコト
ニ努ムルコト

二 選舉ニ關スル法規

現行法規ヲ左ノ諸點カラ再檢討スルコト

- 1 選舉ヲ便宜ニスル方法
- 2 選舉ヲ簡易ニスル方法
- 3 選舉ノ結果ヲ公平ニスル方法
- 4 選舉ヲ徹底セシムル方法
- 5 公營ノ内容ヲ擴充スル方法

6 選舉權及被選舉權ニ關スル問題

7 缺補條項ニ關スル問題

8 貴族院議員ト衆議院議員トノ任官資格上ノ差別撤廢ニ關スル問題

三 取締ニ關スル法規

(一) 選舉取締ノ目標ハ

1 選舉カ公正ニ行ハレルヨウニスルコト

2 選舉ニ金ノカ、ラナキヨウニスルコト

(二) 選舉ノ取締ハヤムヲ得ザル結果行フモノデアルト云フ觀念ヲ

明徹ニスルコト

四 選舉肅正

五 選舉運動

「檢點ニマサル肅正ナシ」ト云フ偏見ヲ打破シ「指導ニマサル肅正ナシ」ト云フ趣旨ヲ徹底セシメ之ヲ立法化スルコト

(一) 所謂選舉運動ニハ、廣義ノ運動ト狹義ノ運動トガアル

(二) 狹義ノ運動トハ現行法第九十六條ノ規定スルモノデアツテ同

第九十八條ニ「投票ヲ得若クハ得シメ又ハ得シメザル目的」

ヲ以テナスモノ及同條百十二條以下ニ於テ「當選ヲ得若クハ

得シメザル目的」ヲ以テナス行爲デアル

(三) 判例ハ此ノ「目的意思」ヲ廣義ニ解シ事實ノ認識ヲ以テ足ル

トナスコトガ、選舉法規ヲシテ濫罰ノ弊ニ陥ラシメ國民ノ生

活ヲ害スル重大ナ原因ヲ成シテ居ル

(四) 選舉取締法規ニ於テ威罰セラレル行爲ハ原則トシテ云々ノ目的ヲ以テスル特別ノ放棄ヲ確定ノ目的ヲ行爲タルコトヲ明ニスルコト

六 政黨ト選舉運動

(一) 選舉法上、政黨ノ活動ヲ公認スル規定ヲ設クルコト

(二) 此ノ點ニ關シ政治結果ノ左記ノ行爲ハ自由トスルコト

- 1 政策ノ宣傳、時事ノ批判、議會報告等ノ爲ニスル會合
- 2 候補者選定ノ爲ニスル會合
- 3 立候補ノ勸誘、中止ノ勸告、統制不服從者ノ處分等
- 4 候補者ノ公認、應援辯士ノ依頼配置等

七 人權ノ尊重

八 各種制限ノ緩和

1 匿名、變名、無名ノ投書（所謂怪文書）等ニ依リ取調ベ
ナスベカラザル旨ノ規定ヲ設クルコト

2 参考ノ爲ニスル取調ハ参考人出頭ノ時ヨリ五時間ヲ超エ
ルコトヲ得ス、午後十時ヲ過グルコトヲ得ナイ旨ノ規定ヲ明
ニスルコト

1 選懸運動ノ制限ヲ極端ニスルコトハ却テ運動ノ費用ヲ増シ
且違反誘發ノ弊害ヲ作ル

2 右ノ事實ニ鑑ミ

イ 事務所

ロ 選懸委員ノ數等ニ改正ヲ加フルコト

ハ 辯士ニ對シテモ亦實費ノ外一人一日半價ヲ超エザル程度
ノ日當ヲ支給スルコトヲ稱ルコト

九 選舉費用ノ支出方法ノ簡易化

十 選舉後ノ挨拶狀

選舉後ノ挨拶ハ自筆ノ文書ナルト否トヲ問ハズ答禮ニ限リ之ヲ

認ムルコト

國民同盟選舉制度改正要綱

(昭和十一年七月十六日)

國民同盟ハ臨時代議士會ヲ開キ選舉制度改正ノ方針ニ
關シ左ノ如キ決議ヲ爲シタリ

今回ノ選舉制度改正ニ當ツテハ現行法ノ根幹ヲ爲ス選舉公營主義並
ニ連座主義ハ之ヲ動カスベキニテラス。更ニ進ンデ之ヲ強化スベキ
モノトシテ、改正ノ趣旨ハ此等ノ主張ヲ如何ニスレバ徹底且ツ圓滑
ニ施行シ得ベキヤニ在リ。此ノ目的ノ爲メ左ノ諸項ヲ實行スルコト
ヲ必要トス。

一、選舉公營主義ノ完備

(イ) 選舉演說會ハ總テ之ヲ公營トシテ私營演說ヲ廢止ス。此ノ爲

メニハ學校、公會堂等公共建物以外ニ於テモ適當ナル場所ヲ

選ビ多數ノ公營演說會場ヲ設クルヲ要ス。演說會ノ告知モ亦

之ヲ公營トシ、特殊ノ場合ニ私營ヲ以テ之ヲ補充スルヲ許ス
(四) 選舉公報ハ一層之ヲ擴張シ、過般ノ經驗ニ鑑ミ不備ナリト感
ジタル點、例ヘバ印刷ノ方法、體裁、用紙、封入順序等ニ付
キ一定ノ規律ヲ設ク

(三) 無料郵便ハ之ヲ廢止ス

(二) 立看板モ亦之ヲ公營トス

二 選舉主義ノ徹底

選舉事務長又ハ總括主宰者ガ買收罪犯ニ依リ處罰セラレタルト
キハ候補者ノ當選ハ當然無効トナルモノトシ此等ノ者ノ選任及
監督ニ付キ過失ナカリシコトヲ證明シテ免責ヲ得ルノ條項ハ之
ヲ廢止ス

三 次點者當選主義ノ廢止

現行法ニ於テ選舉ヨリ一ケ年内ニ當選者失格スルトキハ次點者ガ當選スベキ旨ヲ定メタルハ、條理ニ合ハズ、且ツ各種ノ弊害ヲ伴フテ以テ次點者ノ繰上ゲ當選ハ一切之ヲ廢止ス

四 委員及勞務者數ノ減少

委員及勞務者ノ數ハ各十名以内トシ、各選舉區ノ狀況ニ依リ之ヲ定ム。右ハ選舉公營主義ノ徹底ノ結果現在ノ如ク多數ノ委員及勞務者ヲ必要トセザルニ依ル

五 勞務者ノ選任及解任方法ノ改善

現行規則ニ於テハ、選任セラレタル勞務者ニ徽章ヲ與ヘ勞務ニ從事中之ヲ帶バシムル定メナレドモ、甲地ヨリ乙地ヘ徽章ヲ運

六

搬スル爲メ過大ノ費用ヲ要ス。依テ豫メ日附入ノ徽章ヲ所要數
ダケ交付シ置キ順次ニ之ヲ使用シ行カシムルノ便法ヲ設クベシ
法定運動費ノ遞減

法定運動費ハ當該選區ニ於キル有權者數ヲ議員定數ヲ以テ除
シタル商ニ二十錢ヲ乘ジタルモノヲ爲スコト（現行法ハ前記ノ
商ニ三十錢ヲ乘ジタルモノトス）右ハ第一項ノ公營主義ノ完備
ノ結果運動費ノ減少ヲ見ルガキメナリ

七

混同開票主義

村別ニ開票スルコトハ無記名投票ノ精神ニ反スルノミナラズ實
際ニ於テ各種ノ弊害ヲ誘致ス。仍テ一開票區ノ投票ハ全部混同
シテ開票スルコトニ改ム

八、 推薦狀ノ制限

印刷ニ依ル推薦狀ハ之ヲ選舉公報ニ印刷スルヲ得シメ、其他ノ場合ニ於ケル印刷推薦狀ノ頒布ハ之ヲ禁ルコト一但シ全然候補者ト齋思ヲ通ゼザル第三者ガ自筆ノ信書中ニ推薦ノ趣旨ヲ認ムルコトハ差支ナキ事

九、 一般政談演說會ノ自由

時ニ選舉ヲ目的トセス、又聽衆ニ時殊ノ利益ヲ提供シ、若クハ約束セザル政治演說會（例ヘバ議會報告演說會、政治批判演說會等）ハ選舉告知前ハ自由ニスベキコト

社會大衆黨選舉法改正要項（七月二十九日發表）

一、選舉區制

道府縣ヲモツテ第一次選舉區トシ、東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州ヲモツテ第二次選舉區トシ、全國ヲモツテ第三次選舉區トス

二、比例代表制

(イ)、投票ハ單記トス

(ロ)、當選標準數ヲ×萬票トス

(ハ)、豫メ政黨ノ提出セル候補者名簿ニヨリ、各候補者間ニ過剩得

票數ヲ順次委讓ス

1. (ニ) 名簿内ニ於ケル當選順位ハ各候補者ノ得票順ニヨル

(ホ) 第一次選舉區ニ於ケル各名簿ノ當選標準數ニ達セザル過剩投票ハ、順次第二次選舉區及ビ第三次選舉區ニ委譲スルコト

①

選舉權ノ擴張

- (イ) 有權者年齢ヲ滿二十歳ニテ低下スル
 - (ロ) 選舉法第六條ノ第三號(貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者)ヲ削除スル
 - (ハ) 現役軍人ニ選舉權ヲ與フ
 - (ニ) 婦人ニ選舉權被選舉權ヲ與フ
- 一、選舉公營ノ徹底
- (イ) 演說會、候補者共同演說會ノ公營、私營演說會ノ禁止
 - (ロ) 立看板及演說會告知ノ公營

一、 選舉肅正ノ徹底

- (ハ) 第三者推薦狀ノ禁止
 - (ニ) 無料郵便ノ廢止
 - (ホ) 第三者ハ人數ヲ限り公營演說會ニ出演スルヲ得ルコト
 - (ヘ) 公報ニ所屬黨員若干名ノ推薦文ノ掲載ヲ認ムルコト
- 二、 選舉費用ノ低減
- (イ) 法定選舉費用ハ選舉公營ノ徹底ニ照應シ、徹底的ニ減ズルコト
 - (ロ) 保證金制度ノ撤廢
 - (ハ) 選舉運動員ニ對スル報酬ヲ許容セントスル主張ニハ絕對反對スル

- (イ) 連座規定ノ擴張（選舉法第三百三十六條但書ノ削除）
- (ロ) 混同開票制ノ強制
- (ハ) 投票所ヲ増設シ、各小學校ヲ以テ宛ツルコト
- (ニ) 投票日ハ公休トスルコト
- (ホ) 選舉取締特別機關ノ設置

昭和會選舉法改正要綱（未決定）（昭和十一年八月八日）

一、 現行衆議院議員選舉法ヲ仔細ニ檢討スレバ

(イ) 選舉區制ノ問題

(ロ) 比例代表制ノ採否

(ハ) 選舉權擴張ノ可否

(ニ) 別表ノ改正等ヲ初メトシテ根本的且全面的ニ調査考究ヲ要

スベキ事項決シテ尠シトセズ

是等ハ悉ク是ヲ調査改善ノ上眞ニ時代ニ適應スル立法ヲナシ
以テ議會ノ威信ヲ高メソノ機能ヲ充分ニ發揮セシメザル可ラ
ザルハ申ス迄モナキ職ナリ

二、 吾人ハコノ所信ノ下ニ選舉制度調査
臨ミタルニ政府提出

ノ諮問ハ「選舉ノ實績ニ鑑ミ選舉制度ニ付改正ヲ加フルノ要アリト認ム其ノ要綱如何」ト曰フニアリテ該調査會官制第一條ノ規定ト對照セバソノ趣旨極メテ廣汎ニシテ且漠然タリシモ質疑應答ヲ取ネタル結果該諮問ノ趣旨ハ結局「政府ハ來議會ニ衆議院議員選舉法中改正法律案ヲ提出スル希望ヲ有スルニ依リ先ツ當面ノ緊急ヲ要スト認ムベキ事項ニ付十一月末頃迄ニ調査完了ヲ望ム趣旨」ナル事判明セリ更ニ政府ヨリ提出セラレタル調査項目案（所謂幹事案）自体ニ依リソノ趣旨明確トナレリ

三

仍テ吾人ハ政府諮問ノ趣旨ヲ基本トシテ茲ニ衆議院議員選舉法ニ對スル當面ノ改正要綱ヲ決定スル事左ノ如シ

改正要綱（調査項目案ノ順序ニ依ル）

第一 選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項

(一) 選舉界ノ明朗且闊達ヲ計リ以テ陰暗ナル空氣ヲ一掃スルニ由

(二) 現行法規ヲ簡易且常識化スル事

(三) 第九十六條ノ規定ヲ廢止スル事（所謂第三者運動一無資格運動）ヲ自由トスル事

理由

苟クモ法規上選舉運動ヲ許容スル以上是ヲ或ル程度ニ制限
阻止セントスルガ如キ殆ンド全ク不可能ナリ是ヲ制限阻
止スルガ故ニ茲ニ違反續出ス本條ノ規定ノ如キハ其ノ弊最

モ甚ダシキモノナリ即チ本條件ハ(イ)選舉ノ精神ニ反シ(ロ)我國古來ノ淳風美俗人情道義ニ反スル加之(ハ)選舉肅正ハ國民ニ選舉教育ヲ普及徹底セシムルヲ以テ根本精神トスルニ不拘コノ趣旨ニ背反ス又(ニ)政黨ノ活動ヲ阻止スルヲ以テ之ヲ廢止スルノ必要アリ本條ノ規定ニシテ廢止セラレンカ選舉界ハ明朗闊達トナリ陰暗ナル空氣ハ直ニ雲散霧消スベシ是レ本條ノ廢止ヲ主張スル所以ナリ。

(四) 選舉事務長、選舉委員、辯士ニ對シテ相當ノ手當ヲ支給シ得ル事

(五) 選舉公營制ノ擴張

(イ) 演說會場ヲ増設スル事 (學校公會堂等ノ公共建物、外

ニモ努メテ適當ナル會場ヲ多數設備スル事)

(ロ) 演說會告知方法ノ公營

(ハ) 立看板配置ノ公營

(ニ) 選舉公報ヲ改善活用スル事 (場合ニヨリ無料郵便ノ廢止モ可)

第二 選舉罰則ニ關スル事項

(一) 惡質犯ハ之ヲ嚴罰スル事

(二) 形式犯ニ對シテハ力メテソノ科刑ヲ輕減スル事

第三 選舉手續ニ關スル事項

(一) 別表ハ改正ノ必要アリ 但シ選舉區制議員定員數ノ問題

ト關聯シテ改正スル事

第四 其ノ他選舉制度ニ關スル事項

(一) 次點者當選制ヲ廢止スル事

選挙制度改正要綱

(昭和二、八、一三)

第二回特別委員会

山岡委員案

第一、選挙制度改正ニ當リ我邦固有ノ厚風美俗ヲ保持シ欽定憲法ニ基ク立憲政治ノ本義發揚ニ留意スルコト左ニ其ノ事例ヲ示ス

(一) 選挙権ハ家長ニノミ附與スルコト

(二) 選挙権行使ハ公教務タルコト

第二、選挙権行使即チ投票ヲ公教務トシテ履行セシムル爲メ

左ノ諸點ヲ考究スルコト

- (一) 政治教育、投票日ノ日當給與、棄権ニ對スル過料ノ削減、選挙権並ニ被選挙権ノ停止等ヲ考慮スルコト
- (二) 投票ヲ便宜ニスル爲メ投票所ヲ増設スルコト

第三 投票日ハ休暇トスルコト

第四 選挙期間ヲ短縮スルコト (現行法第ナハ條参照)

第五 選挙運動ニ付キ特ニ左ノ三點ヲ考慮スルコト

(一) 選挙運動法規ノ適用ニ付テハ常識ニ從ヒ枝葉末節ニ拘泥セザルコト 從テ選挙運動取締上實際ニ於テ選挙ノ公正ヲ害セザル行爲ハ之ヲ不問トスルコト

(二) 候補者ノ出席セザル演説會ハ之ヲ認めザルコト 但シ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキハ之ヲ届出デ特定ノ代理人ヲ出席セシムルコト

(三) 第三者ノ選挙運動ハ之ヲ擴張セザルコト

第五

(一) 選挙費用ニ關スル法規ノ適用ニ付テハ第四ノ(一) 選挙運動

法規ノ適用ト同様タルコト

(二) 選挙法定費用ハ之ヲ減額スルコト

第六

(一) 選挙演説會及文書ニ關スル公營ヲ徹底スルコト

(二) 選挙公營ノ費用ハ實費ト雖モ候補者ヨリ徴收セザルコト

第七、 單記移讓式ノ比例代表制ヲ採用スルコト

第八、 選挙罰則中ニ左ノ規定ヲ爲スコト

(一) 投票買収及之ニ類スル實質犯ト其ノ他ノ選挙取締規定違反タル形式犯トヲ區別シ其ノ取扱ヲ異ニスルコト

(二) 實質犯ハ嚴重ニ處罰シ形式犯ハ罰金刑トシ且ツ原則トシテ選挙権被選挙権停止ノ制裁ヲ科セザルコト

(三) 施行令省令ノ複雑ナル規定ハ出來得ル限リ之ヲ改メ因テ

- 形式犯ヲ減少スルコト
- (四) 形式犯ニ付キ其ノ行爲ガ實際選舉ノ秩序ニ影響ナキトキハ不罰行爲トスルコト
- (五) 政治結社ノ目的ノ範圍内ニ於ケル一定ノ行爲ハ刑法第三十五條ノ正當行爲トシ之ヲ罰セザルコト
- (六) 連坐ノ觀念ニ依リ或ル區域ノ選舉民ガ多數投票買収ニ應ジタルトキハ其ノ區域ノ選舉權ヲ停止スルコト

(昭和二八三〇刑)

政友會選舉制度改正案調査項目

政友會選舉制度改正案調査項

(政友會委員)

甲、現行法令中改正スベキ事項

第一、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項

一、選舉運動ノ意義、範圍ヲ明確ニスルコト

選舉法令ニ於テ取締ヲ要スベキ選舉運動ハ直接當選ヲ
斡旋スル行為ニ限局シ、取締ノ分界ヲ明ニスルノ趣旨
ヲ法文化スルコト

ニ、政治結社ノ活動ヲ自由ニスルコト

政治結社ノ爲ス左記行為ハ總テ選舉法令ノ取締ヲ受ク
ベキ限リニ非ザルモノトス

(1) 政策ノ宣傳、時局ノ批判、議會報告等ノ爲ニスル會
合

(四) 議員候補者ノ銓衡、公認等ニ關スル行為

(ハ) 應援辯士ノ依頼、派遣、配置等

三、戸別訪問、個々面接行為ノ限界ヲ定ムルコト

本罪成立ノ爲ニハ直接ニ投票ヲ依頼シ其ノ他當選ヲ幹

旋スル特別ノ故意ヲ有スル場合ニ限ルモノトス

四、勞務ノ提供 第三者運動ニ付其ノ意義、範圍ヲ明ニ

スルコト

五、選舉事務所ノ設置 選舉委員若ハ勞務者ノ選任方法

ヲ簡易ニスルコト

六、選舉委員 應援辯士ニ對シ報酬ヲ支給シ得ルノ途ヲ

開クコト

七、選舉運動費用ノ支出方法 選舉帳簿ノ形式並記帳方

法ヲ簡易化スルコト

八、選舉公營ノ擴充ヲ圖ルコト

(1) 選舉公報ノ内容ヲ改善シ(1)字数ノ増加(2)推薦文ノ押

入、筆從來ノ挨拶狀ニ代ヘシムルコト

(ロ) 無料郵便物ノ廢止

(ハ) 演說會場ノ公營ヲ徹底スルコト

(ニ) 演說廣告、立看板ノ公營ヲ爲スコト

九、選舉後ノ挨拶方法ニ關スル制限ヲ緩和スルト共ニ、之

ヲ簡易化スルコト

第三、選舉罰則及其ノ取締ニ關スル事項

一、惡質犯罪ハ之ヲ嚴罰スルモ形式犯並過失ニ付テハ努メ

テ寛大ニ取扱フコト

(1) 選挙ノ公正ヲ害スル行為、選挙ブローカー、有権者ノ誘惑及陷穽ニ關スル所為ヲ裁罰スルコト

(2) 選挙法第一三〇條第一三一條ノ如キハ本法中ニ規定セザルコト

三、選挙取締、目標ハ(一)選挙ノ公正ヲ保チ(二)選挙ニ金ノ掛ラザル様ニ為スコトニ在リ、且取締ハ止ムヲ得ザル結果行フモノナル觀念ヲ徹底セシムルコト

三、選挙犯罪審理ニ關スル裁判所ノ構成、管轄ノ改正

四、選挙ニ關スル訴訟手續ノ改正

五、連坐制度ノ改正

第三、選挙手續ニ關スル事項

一、選挙ヲナルベク簡易、便宜ニスルコト

(1) 投票所ノ増設 小學校兒童ノ通學區域ニ依ル

(2) 立會人選任手續ノ簡易化

(3) 立候補届出ハ選挙期日前ニ週間トスルコト

(4) 選挙演説ノ期間ヲ一定スルコト

二、補充當選期間ノ短縮

三、混同開票ノ是非

四、選挙並被選挙資格ニ關スル問題

(1) 華族ノ戸主ニ選挙權ヲ與フルヤ否ヤ

(2) 市町村會議員ノ代議士兼職ヲ禁止スルヤ否ヤ

五、破産者、貧困者、刑餘者ノ缺格條項ニ關スル問題

六、貴族院議員ト衆議院議員トノ就官資格上ノ差別撤廃ニ
關スル問題

七、別表改正ニ關スル問題

乙、選舉肅正ト人權擁護

第一、選舉肅正ノ徹底

選舉肅正ニ關シテハ、「檢舉ニマサモ肅正ナシ」ト云フ偏
見ヲ打破シ、「指導ニマサル肅正ナシ」ト云フ趣旨ヲ徹底
セシメ、之ガ法文化ヲ圖ルコト
其ノ爲ニハ先ヅ

(1) 選舉肅正委員會ニ關スル規定ヲ選舉法中ニ挿入スルコ
ト

(2) 國民ニ選舉ノ指導、訓練ヲ徹底セシムル規定ヲ設クル
コト

(3) 違反ノ疑アル行為(主トシテ形式犯並輕微ニシテ惡質
ナラザルモノ)ニ就テハ、先ヅ注意ヲ與ヘ、尙改メズ
レテ之ヲ行フ場合ニ於テ、初メテ之ヲ違反トシテ取扱
フベキコトノ規定ヲ設クルコト

第二、人權ノ尊重

一、匿名、變名、無名ノ投票(所謂怪文書)筆ニ依リ取調
ヲ為スベカラザル旨ノ規定ヲ設ケルコト
二、参考ノ爲ニスル取調ハ、参考人出頭ノ時ヨリ五時間ヲ超
ユルコトヲ得ズ、午後十時ヲ過グルコトヲ得ザル旨ノ

規定ヲ為スコト

三、選挙違反ニ付テハ先ヅ自肅、自戒セシムルノ趣旨ヲ徹
底シ、検査ノ奨励ヲ為サザル
四、取締官意ノ指導、訓練ヲ徹底セシムルコト

丙、根本的調査ヲ要スベキ事項

一、選挙ノ結果ヲ公平ニスル方法

(1) 選挙区制ニ關スル問題

(2) 比例代表、團體代表又ハ職能代表等ノ問題

二、選挙ヲ徹底セシムル方法

(1) 強制投票ニ關スル問題

(2) 投票日當ニ關スル問題

三、地方議會其ノ他各種公ノ選挙制度ノ改正

3

76

調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見

第一回特別委員会

（昭和二十八年七月印刷）

選舉制度調査會

一、本調査ハ總會ニ於テ委員ヨリ提出セラレタル意見及委員ヨリ紹介セラレタル政党等ノ意見ヲ選舉法ノ章別ニ依リ整理シタルモノナリ

二、右意見ノ整理ニ付テハ出來ル限リ正確ヲ期シタレドモ、口頭ヲ以テ述ベラレタル意見等ニ付テハ或ハ脱漏等ナキヲ保セズ

三、政黨ノ意見トシテ掲ゲタルモノニハ未定稿ノモノアルモ便宜上政黨ノ意見トシテ掲ゲタリ

調査會總會ニ於テ論議ニ上リ凡改正諸意見

第一章 選挙ニ關スル區域

一、選挙區

尚ほ此の選挙區の劃分は、人口の多寡を以てし、地方の事情を以てし、交通の便否を以てし、産業の盛衰を以てし、歴史の古きを以てし、名勝を以てし、その他種種の事情を以てし、之を考慮して、之を劃分するべし。

① 選挙區制及別表ハ比例代表制ノ實行ニ伴ヒ適當ナル改善ヲ爲スコト

② 別表ヲ改正スルコト但シ選挙區制議員定數ノ問題ト關聯シテ改正スルコト

③ 比例代表制ト關聯シ、道府縣ヲ以テ第1次選挙區トシ東北、關東、中部、近畿、中國、四國、九州ヲ以テ第2次選挙區トシ全國ヲ以テ第3次選挙區トスルコト

提出者

民政黨八員

昭和會

社會大衆黨 片山

投票區

- ① 投票ヲ便宜ニスル爲メ投票所ヲ増設スルコト
- ② 投票所ヲ増設シ、各小學校ヲ以テ宛ツルコト

山岡委員
社會大衆黨

第二章

選舉權及被選舉權

① 選舉權ヲ左ノ如ク擴張スルコト

五 件此又

① 有権者年齢ヲ滿二十歳迄低下スルコト

② 選舉法第六條第三號（貧困ニ因リ生活ノ爲公
私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者）ヲ削除
スルコト

③ 現役軍人ニ選舉權ヲ與フルコト

④ 婦人ニ選舉權及被選舉權ヲ與フルコト

⑤ 選舉權ハ家長ニノミ之ヲ附與スルコト

⑥ 選舉權 被選舉權、資格、制限ニ關シ必要ナル改
正ヲ加フルコト

⑦ 貴族院議員ト政議院議員トノ任官資格上ノ差別

撤廢

提出者

社會大衆黨

山岡委員

政友會

政友會

第四章 選挙、投票及投票所

- (一) 選挙権行使ハ公義務トシテ履行セシムルコトトシ、棄権ニ對シテハ過料ノ制裁、選挙権並ニ被選挙権ノ停止等ヲ科スルコト
- (二) 右ニ關聯シ投票日ノ日當ヲ給與スルコト
- (三) 投票日ハ公休トスルコト
- (四) 選挙期間ヲ短縮スルコト

提出者

山岡委員

山岡委員

山岡委員

山岡委員

3. (四)

3
4
6
7

第五章 開票及開票所

①開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルコト

國民同黨
社會大眾
中央聯盟

5

4

3
4
6
7

6

第七章 議員候補者及當選人

一 比例代表制

(1) 單記綜合移讓式ヲ骨子トスル比例代表制ヲ實
現スルコト

(2) 左ノ要綱ニ依ル比例代表制ヲ採用スルコト

(1) 投票ハ單記トス

(2) 當選標準數ヲ \times 萬票トス

(3) 政黨ノ提出セル候補者名簿ニヨリ、各
候補者間ニ過剩得票數ヲ順次委讓ス

(4) 名簿内ニ於ケル當選順位ハ各候補者ノ得票
順ニ依ル

(5) 第一次選挙區ニ於ケル各名簿ノ當選標準數

提出者

民政黨

社會大衆黨

9 (a)

3
6
7

二 違セザル過剩投票ハ順次第二次選舉區及
第三次選舉區ニ委譲スルコト

十
五
五
五

(八) 單記移讓式ノ比例代表制ヲ採用スルコト

二 次矣者線上制度

一 次矣者線上制度ヲ廢止スルコト

三 保證金制度

一 保證金制度ヲ撤廢スルコト

山岡委員

民政黨
國民同盟
昭和會

社會大衆黨

第十章 選舉運動

一 政黨ノ活動ヲ法認スルコト

(1) 政黨ノ宣傳、時局ノ批判、議會報告、黨務執
行ノ為ニスル會合、演說會等ノ開催

(2) 候補者銓衡ニ關スル行為

(3) 應援辯士ノ派遣、其ノ斡旋、配遣等

(4) 立候補ノ勸誘、中止ノ勸告、統制不服從者ノ
處分

五 候補者ノ公認

(5) 政黨ノ活動ハ選舉期間内ニ許容スルコト

二 立候補届出前ノ選舉運動

(6) 立候補届出前ノ運動禁止ヲ相當程度緩和スル

民政黨
政友會
國民同盟

民政黨
政友會
政友會

政友會

政友會
山岡委員

9

1011

コト

①立候補準備ノ特定行為ヲ明文シ以テ容認スル
コト

三 選挙事務所

① 選挙事務所シニケテ所トスルコト

四 選挙委員

① 選挙委員ノ数ニ關スル制限ヲ緩和スルコト

② 選挙委員ヲ三十名ニ増スコト

③ 選挙委員ノ数ヲ十名トスルコト但シ選挙公營
ノ擴充ヲ前提トスルコト

④ 選挙委員ニ對スル報酬供與ヲ容認スルコト

⑤ 報酬供與ニ對スル反對

中央聯盟

民政黨

熊谷委員

山岡委員

熊谷委員

國民同盟

政和會

社會大衆黨

五 勞務者

① 勞務者ノ數ニ關スル制限ヲ緩和スルコト

② 選挙事務長ニ依リ選任セラレタル勞務者ニ非
ザレバ勞務ヲ提供シ得ズトスル規定ヲ緩和ス
ルコト

③ 選挙委員ニモ勞務者選任權ヲ與フルコト

④ 徽章ノ流用ニ依リ勞務者選任シ得シムル
コト

⑤ 日付入徽章ヲ所用數カケ交付順次ニシテ使用
セラルコト

⑥ 第三者運動

⑦ 第三者ノ選挙運動ヲ自由ニスルコト、之ガ爲

山岡委員

山岡委員

民政黨

民政黨

國民同盟

法第九十六條ヲ削除スルコト

② 選挙公營ヲ擴充シ第三者ノ推薦狀ニヨル選挙運動ヲ禁止スルコト

③ 候補者ノ出席セザル演說會ハ之ヲ認めザルコト

④ 第三者ノ選挙運動ヲ擴張セザルコト

⑤ 推薦狀ニヨリ更ニ他ノ第三者ニ推薦ヲ依頼シ得ル様法認スルゴト

七、演說會

① 演說會、候補者共同演說會ノ公營ヲナシ私營ノ演說會ヲ禁止スルコト

② 候補者ノ出席セザル演說會ハ之ヲ認めザルコト

昭和會

社會大衆黨

山岡委員

山岡委員

民政黨

社會大衆黨

ト

① 選挙演說ハ投票日前日迄ニ限シムルコト

② 演說會出演辯士數ノ制限ヲ緩和スルコト

③ 辯士ニ對スル報酬ノ供與ヲ容認スルコト

④ 選挙ノ目的トセザル政治演說會ハ選挙期日公布前ハ自由ニスルコト

八、推薦狀

① 選挙公報ニ推薦狀文ノ掲載ヲ認め其ノ他ノ場合ニ於ケル印刷推薦狀ノ頒布ヲ禁止スルコト

九、選挙期日後ノ挨拶行爲

① 當選ニ關スル祝詞、見舞ニ對スル禮狀ハ印刷ニヨルコトヲ容認スルコト

山岡委員

熊谷委員

山岡委員

政友會

國民同盟

社會大衆黨

政友會

3
4
6
7

第十一章 選挙運動ノ費用

一 取締規定

- イ 取締規定が煩瑣ニ過ケルニ付簡易化スルコト
- ロ 候補者ハ事務長ノ口頭ニヨル承諾ニヨリ選挙費用ノ支出ヲナスコトヲ得シムルコト
- ハ 法定運動費用他多ク
- ニ 選挙公營ヲ擴充シ法定運動費用ヲ低減スルコト

多数

熊谷委員
江部ノ前島

社会大衆黨
山崎委員

15

二

10

第十二章 罰則

一 實質犯ト形式犯

- ① 懲罰犯罪ハ之ヲ重罰シ形式犯ニ對シテハ力メテ其ノ科刑ヲ輕減スルコト
- ② 形式犯罪中第百三十條及第百三十二條ハ本法外ニ之ヲ規定スルコト
- ③ 投票買収及之ニ類スル實質犯ト其ノ他ノ選舉取締規定違反タル形式犯トヲ區別シ其ノ取扱ヲ異ニスルコト
- ④ 實質犯ハ嚴重ニ處罰シ形式犯ハ罰金刑トシ且ツ原則トシテ選舉權被選舉權停止ノ制裁ヲ科セザルコト

昭政會

熊谷委員

山岡委員

山岡委員

(5) 施行令省令ノ複雑ナル規定ハ出來得ル限リ之ヲ改メ因テ形式犯ヲ減少スルコト

(6) 形式犯ニ付キ其ノ行為ガ實際選舉ノ秩序ニ影響ナキトキハ不罰行為トスルコト

(7) 形式犯ニ對スル被疑者ニ對シテハ強制的處分ヲ為スコトヲ得ヤル規定ヲ設クルコト

三、連坐制

(1) 連坐制ヲ徹底シ免責條項ヲ削除スルコト

(2) 連坐制ヲ擴張シ選舉委員ノ買収犯罪モ亦當選無效ノ原因トスルコト

(3) 連坐ノ觀念ニ依リ或ル區域ノ選舉民ガ多數投票買収ニ應ジタルトキハ其ノ區域ノ選舉權ヲ

山岡委員

山岡委員

民政黨

國民同盟
社會大衆
中央聯盟

田澤委員

停止スルコト

三、政治結社

(1) 政治結社ノ目的ノ範圍内ニ於ケル一定ノ行為ハ刑法第三十五條ノ正當行為トシ之ヲ罰セザルコト

四、罰則ノ統一

(1) 各種公ノ選舉ニ選舉法罰則ヲ準用スルコト

五、選舉犯罪取締

(1) 選舉取締ニ付テ一般ノ刑事警察ト區別シ特別ノ機關ヲ設クルコト

(2) 匿名、變名、無名ノ投票ニヨリ取調ヲ為スニ付一定ノ制限ヲ設クルコト

山岡委員

山岡委員

中央聯盟

政友會

政友會

① 参考人ノ取調ハ其ノ出頭ノ時ヨリ五時周ヲ超
ヘ、午后十時ヲ過ケルヲ得ザル旨ノ規定ヲ設ク

調査項目示シコト

六 犯罪ノ名称

② 犯罪ノ種類ニ依リテ
犯ト命名スルコト

政友會

山岡委員

第十三章 補則

一 無料郵便

① 無料郵便物ノ配達方法ヲ改善スルコト

無料郵便物ノ内容ハ市町村ノ區域ヲ異ニスル
ニ依リ其ノ内容ニ異同アルモ支障ナキコトト
スルコト

② 無料郵便ハ之ヲ廢止スルコト

③ 場合ニ依リ無料郵便ヲ廢止スルモ可ナルコト

④ 選挙公營

⑤ 選挙公營ノ内容ヲ擴充スルコト

⑥ 演説會又文書ニ關スル公營ヲ徹底スルコト

⑦ 選挙公營ヲ左ノ如ク擴充スルコト

提出者

民政黨八道

國民同盟
社會大衆黨

昭和會
會館

政友會
山岡委員

山岡委員
才之...

演説會場ノ公營

- ① 演説會場ノ公營ヲ擴充スルコト
- ② 學校、公會堂等ノ公共建物ノ外ニモ努メテ適當ナル會場ヲ多數設備シ演説會場ヲ増設スルコト
- ③ 演説會ハ總テ之ヲ公營トシ私營演説ハ之ヲ廢止スルコト之ニ關聯シ學校、公會堂等公共建物以外ニ於テモ適當ナル場所ヲ選ビ多數ノ公營演説會場ヲ設クルコト
- ④ 演説會、候補者共同演説會ノ公營ヲ行ヒ私營演説會ハ之ヲ禁止スルコト

民政黨

昭和會

國民同盟

社會大衆黨

① 演説會ノ告知ヲ公營トスルコト

② 演説會ノ告知ヲ公營トスルコト但シ特殊ノ場合ニ私營ヲ以テ補充スルコトヲ許スコト

選舉公報

- ① 選舉公報ヲ改善活用スルコト
- ② 選舉公報ヲ一層擴充シ、過敏ノ經驗ニ鑑ミ不備ナリト感ジタル英、例ヘバ印刷ノ方法、体裁、用紙、封入順序等ニ付一定ノ規律ヲ設クルコト
- ③ 選舉公報ニ所屬黨員若干名ノ推薦文ノ掲載ヲ認ムルコト

民政黨
昭和會
社會大衆黨

國民同盟

民政黨
昭和會

國民同盟

社會大衆黨

(4) 選挙公報ノ改善ニ付名案ナキニ於テハ寧ろ口
之ヲ廢止シ無料郵便ヲ更ニ一回增加スルコ
ト

立看板ノ公營

(1) 立看板配置ノ公營ヲ行フコト

(3) 選挙公營ノ費用ハ實費ト雖モ候補者ヨリ徴收
セザルコト

(ホ) 道府縣會議員選挙ニモ選挙公營ヲ採用スルコ
ト

希望

山岡委員

民政
和會
國民
社會
大衆
院

山岡委員

中央聯盟

選挙法全般ニ關スル事項

(1) 施行令及省令等ノ各種手續ヲ簡易化スルコト

(2) 選挙法規ヲ努メテ簡明ニシ且常識化スルコトト
シ、之ガ爲ニ

(1) 何人ニモ理解シ得ル様法文ヲ口語体トスルコ
ト

(2) 選挙ニ關スル事項ヲ規定スル選挙法ト選挙運
動ノ取締ニ關スル取締法規トヲ區別スルコト

尚選挙ニ關スル法規ニ就テハ便宜ヲ旨トシ公平
ヲ期スル上ニ苟モ煩瑣ニナラザルコトヲ努メ、
取締ニ關スル法規ニ就テハ指導ヲ旨トシ弊害ヲ
除去スル上ニ苟モ苛酷ナラザランコトヲ努ムルコト

提出者

民政黨

政友會

(八) 現行法規ヲ簡易且常識化スルコト

昭和會

3
4
6
7

3
4
6
7

(昭和二、一〇、二四)

子一回会少要会

小委員會審議資料

本資料ハ「調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見」
中幹事調査項目「選挙運動及其ノ費用ニ關スル事項」ニ
含マルルモノニ付、特別委員會ノ審議ニ基キ、重複セル
モノヲ統一シ、新ニ提出セラレタルモノヲ補足シ、説明
ニ依リ内容ノ明トナリタルモノヲ具体的ニ記述スル等必
要ナル整理ヲ加ヘタルモノナリ

3
4
6
7
8

第一 選挙運動ニ關スル事項

一 選挙事務所

一 選挙事務所ハ原則トシテニ箇所トスルコト

二 選挙事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ省令別表ヲ

改正シ^{事務所ヲ増設シ}得ベキ選挙區ヲ増加スルハ

物デナキコト^{事務所ヲ増設シ}之カガ勅令ヲ以テシテ^{事務所ヲ増設シ}得ルコト

本議員候補者モ亦選挙事務所ノ設置ヲ爲シ得ルコトト

スルコト

三 選挙委員

(甲) 選挙委員ノ數ニ關スル制限

一 選挙委員ノ數ニ關スル制限ヲ緩和シ例トバセテ

十名ニ増加スルコト

選挙公營ノ擴充ヲ前提トシテ選挙委員ノ數ヲ十名ニ減少スルコト

乙) 選挙委員等ニ對スル報酬供與

日当
イ) 選挙委員 選挙事務長ニ對シ報酬ヲ供與スルコト

ヲ得シムルコト

ウ) 選挙委員等ニ對スル報酬供與ハ之ヲ認メザルコト

エ) 選挙事務員ノ制ヲ設ケ之ニ對シテノミ報酬ヲ供與

スルコトヲ得シムルコト

己) 選挙委員ノ選任

イ) 議員候補者モ亦選挙委員ノ選任ヲ爲シ得ルコトト

スルコト

三、勞務者

イ) 勞務者ノ數ニ關スル制限ヲ緩和スルコト現狀

ロ) 選挙委員 議員候補者モ亦勞務者ノ選任ヲ爲スコト

ヲ得シムルコト

ハ) 選挙委員間ニ徽章ヲ轉々流用スルコトニ依リ勞務者

ノ選任ヲ爲スコトヲ得シムルコト

ニ) 日付入徽章ヲ所用數交付シ順次ニ之ヲ使用セシムル

コト

ホ) 選挙事務長ニ依リ選任セラレタル勞務者ニ非ザル者

が立看板ノ倒レタルヲ起シタル場合ノ如キハ法律九

十六條第二項ノ違反トナラザル様爲スコト、
四、立候補届出前ノ選挙運動

(1) 立候補準備ノ爲必要ナル行爲ヲ例示シ立候補届出前
之ヲ爲シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

五、第三者ノ選挙運動

(1) 法第九十六條ヲ削除シ、
ルコト

(2) 候補者推薦協議會等立候補届出前ノ選挙運動ノ禁止
ヲ相當程度緩和スルコト

判例 (1) 339) 3/26
選挙運動ノ意義ヲ法文ヲ以テ規定シ、
動ノ限界ヲ明ニスルコト、例へバ

(1) 選挙運動ハ直接間接ヲ斡旋スル行爲ニ限局シ其ノ
趣旨ヲ法文化スルコト

(2) 選挙運動ハ有権者ニ働き懸クル行爲(直接投票獲得
得ヲ目的トスル行爲)ニ限局シ其ノ趣旨ヲ法文化
スルコト

(3) 選挙運動ハ投票獲得ヲ目的トスル行爲ニ限局シ其
ノ趣旨ヲ法文化スルコト

推薦公營ヲ補充シ、
禁止スルコト

保為
(3) 推薦状ニ依ル第三者ノ選挙
料印便物中ニ封

入頒布スルモノ及自筆自辨ノモノニ限ルコト
右ノ推薦狀ニ依リ更ニ他ノ第三者ニ推薦ヲ依頼シ得
ル様法認スルコト

① 第三者ノ選舉運動ハ候補者又ハ選舉事務長ノ承諾ヲ
得ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザラレムルコト

② 第三者ノ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ現行法以上ニ更ニ
制限セザル場合ハ法第九十八條ノニニ付考慮スルコ
ト

後記 六 政事結社ノ活動

① 政事結社ノ左記ノ如キ行爲ハ自由タルコトヲ選舉法
上明ニスルコト

記

選挙運動ノ
觀念ハ
① 政策ノ宣傳、時局ノ批判、議會報告、黨務執行ノ
爲ニスル會合、演說會等ノ開催

② 候補者ノ銓衡ニ關スル行爲 此等ノ行爲ハ政黨ノ
内部ニ於テハ之ヲ行ハルコトヲ許スルコトナリ

③ 應援辯士ノ派遣、其ノ斡旋、配置等 此等ノ行爲ハ政黨ノ
内部ニ於テハ之ヲ行ハルコトヲ許スルコトナリ

④ 立候補ノ勧誘、中止ノ勧告、統制不服従者ノ處分

⑤ 候補者ノ公認

⑥ 政黨ノ活動ハ選舉期間内モ許容スルコト 然レモ其ノ
活動ハ政黨ノ活動ニ限リテハ之ヲ行ハルコトヲ許スルコトナリ

⑦ 政黨ノ活動ヲ認ムルニ於テハ其ノ他ノ團體、個人ニ
對シテモ同様ノ行爲ヲ認ムルコト

七 演說會

政黨ノ活動ハ選舉期間内モ許容スルコト

入頒布スルモノ及自筆自辨ノモノニ限ルコト
右ノ推薦狀ニ依リ更ニ他ノ第三者ニ推薦ヲ依頼シ得
ル様法認スルコト

① 第三者ノ選舉運動ハ候補者又ハ選舉事務長ノ承諾ヲ
得ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザラレムルコト

② 第三者ノ推薦狀ニ依ル選舉運動ヲ現行法以上ニ更ニ
制限セザル場合ハ法第九十八條ノニニ付考慮スルコ
ト

後述ニ大政事結社ノ活動

① 政事結社ノ左記ノ如キ行為ハ自由タルコトヲ選舉法
上明ニスルコト

記

① 政策ノ宣傳、時局ノ批判、議會報告、黨務執行ノ
爲ニスル會合、演說會議ノ開催

② 候補者ノ銓衡ニ關スル行為此等ノ銓衡會談
ハ政黨ノ活動ノ範圍ニ屬スルコト

③ 應援辯士ノ激遣、其ノ斡旋、配置等此等ノ激遣ハ政黨ノ活動ノ範圍ニ屬スルコト

④ 立候補ノ勸誘、中止ノ勸告、統制不服従者ノ處分立候補者ノ公認
ハ政黨ノ活動ノ範圍ニ屬スルコト

⑤ 候補者ノ公認立候補者ノ公認
ハ政黨ノ活動ノ範圍ニ屬スルコト

⑥ 政黨ノ活動ハ選舉期間内モ許容スルコト政黨ノ活動ハ選舉期間内モ許容スルコト

⑦ 政黨ノ活動ヲ認ムルニ於テハ其ノ他ノ團體、個人ニ
對シテモ同様ノ行為ヲ認ムルコト

七、演說會

演說會ハ政黨ノ活動ノ一形態ナリ

演説會、候補者共同演説會ノ公營ヲ爲シ私營ノ演説會ヲ禁止スルコト

候補者ノ出演セザル演説會ハ之ヲ禁ズルコト、但シ繼續的代理者ノ出演スル場合ハ此ノ限ニ在ラザルコト

選挙演説會ハ選挙ノ期日ノ前日迄ニ限ルコト

辯士ニ對シ報酬ヲ供與スルコトヲ得レタルコト

演説會告知ノ爲使用スル張札ハ一選挙期間ヲ通ジテ三千枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト

選挙ノ目的トセザル政治演説會ハ選挙ノ期日ノ公布前ハ自由ニスルコト

八戸別訪問、個々面接

八戸別訪問罪、個々面接罪ノ成立スルハ直接投票ヲ依頼シ其ノ他當選ヲ斡旋スル特別ノ故意ヲ有スル場合ニ限ルコト

九、選挙ノ期日後ノ挨拶行為

當落ニ關スル祝詞、見舞等ニ對スル禮狀ハ印刷ニ依ルコトヲ得レタルコト

選挙後ノ挨拶方法ニ關スル制限ヲ緩和スルト共ニ之ヲ簡易化スルコト

核化ハ認め

ザルニ考

認め

三枚トスルコトトスルコト

前ハ自由ニスルコト

3
4
6
7
8

十月三十一日

第二十一回 選挙運動ノ費用ニ關スル事項

一 選挙運動費用ノ支出並記帳

① 候補者ハ選挙事務長ノ口頭ニ依ル承諾ニ依リ選挙運動ノ費用ノ支出ヲ爲スコトヲ得レタルコト

② 選挙運動費用ノ支出方法、選挙運動費用ニ關スル帳簿ノ様式並記載方法ヲ簡易化スルコト

二 選挙運動費用ノ法定制限額

① 選挙公營ヲ擴張シ法定制限額ヲ低減スルコト

② 費用超過ニ因ル當選無効訴訟ヲ公ノ機關ヨリ提起セシムルコト

③ 法定制限額ハ選挙區ノ廣狹、交通ノ便否等地理的狀

大

況ヲモ加味シテ定ムルコト

第三、 無料郵便及選挙公啓ニ關スル事項

一、 無料郵便

- ① 無料郵便ヲ廢止スルコト
- ② 無料郵便物ニ付宛名及住所ノ記載ヲ要セザルコトトスルコト

二、 演説會場ノ公營

- ① 公營ノ内容ヲ擴充シ暖房、小使ノ如キヲ之ニ加フルコト
- ② 公營演説會場ノ範圍ヲ擴張シ學校、公會堂等ノ公共建物以外ニ於テモ例ヘバ神社、寺院、市場、劇場ノ如キニ付テハ公營ヲ行フコト

(ハ) 公營演説會場ノ範圍ヲ擴張スルト共ニ演説會ハ總テ之ヲ公營トシ私營演説會ハ之ヲ禁止スルコト

(ニ) 候補者共同演説會ノ公營ヲ行フコト

(ホ) ラカオニ依ル選舉演説ノ公營ヲ行フコト

三 演説會告知ノ公營

(イ) 慣例上ホスター掲出場所トシテ普通ニ使用セラルル

公私ノ場所ニ付市町村長が豫メ當該管理者ノ承認ヲ

得テ指定ヲ爲シ、其ノ指定ノ場所ニ付テハ候補者各自

ハ使用ノ承認ヲホムルコトヲ要セザルコトトスルコト

(ロ) 前項ニ依リ指定スル場所ノ數が一定ノ標準數(市町

村ノ大小等ニ應ジテ之ヲ定ム)ニ達セザルトキハ其

ノ數ニ達スル迄ノホスター掲出板ヲ市町村長ニ於テ

特設スルコト

(ハ) ホスター掲出場所ヲ指定シ又ハ特設スルニ止ラズ、

更ニホスターノ作成及掲出ヲモ市町村長ニ於テ取扱

フコト

(ニ) 市町村長ニ於テ人夫等ヲ使用シテ演説會ノ告知ヲ爲

スコト

(ホ) 公營ノ實施ニ伴ヒ告知ノ私營ハ特殊ノ場合ニ於ケル

補充トシテ之ヲ認ムルニ止ムルコト

四、選舉公報

① 選挙公報ニ候補者ノ名、経歴ノ如キヲ載スルコトトスルコト

② 選挙公報ノ字数ヲ増加スルコト

③ 選挙公報ニ所属黨員若干名ノ推薦文或ハ一般ノ推薦文ノ掲載ヲ認ムルコト

④ 選挙公報ノ印刷ノ方法、体裁、用紙、封入順序等ニ付一定ノ規律ヲ設クルコト

⑤ 選挙公報ノ掲載文ハ候補者各自ニ於テ豫メ地方長官ノ検閲ヲ受ケタル上之ヲ印刷シ所定ノ期限迄ニ地方長官ニ提出スルコトトシ、地方長官ハ之ヲ取纏メ有推者ニ發送スル事務ヲ取扱フコト

⑥ 選挙公報ノ改善ニ付名案ナキニ於テハ寧ロ之ヲ廢止シ無料郵便ヲ更ニ一回増加スルコト

五 立看板ノ公營

① 慣例上立看板ノ配置場所トシテ普通ニ使用セララルル場所ニ付市町村長(又ハ其ノ他ノ公ノ機關)が豫メ當該管理者ノ承認ヲ得タル上指定ヲ爲シ、其ノ指定ノ場所ニ付テハ候補者各自ハ使用ノ承認ヲ求ムルコトヲ要セザルコトトスルコト

② 立看板配置場所ノ指定ヲ爲スニ止ラズ、更ニ立看板ノ作成及配置ヲモ市町村長ニ於テ取扱フコト

③ 公營ノ實施ニ伴ヒ立看板ノ私營ハ之ヲ禁止スルコト

六、選挙公費ノ費用

（一）選挙公費ノ費用ハ實費ト雖モ候補者ヨリモ徴收セガ
ルコト

3
4
5
6
7
8

試

予二回ハあまふ

(昭和二、一〇、二)

法第九十五條ノ二 立候補準備ノ為必要ナル行爲ヲ除クノ
外ニ選舉運動ハ第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタ
ル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

法第九十五條ノ三 議員候補者タルべき者ヲ銓衡スル為集會
ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムベシ

發起人ハ豫メ集會ノ場所、年月日時ヲ會場所在地所轄ノ警
察署ニ届出ツベシ

集會ノ結果ヲ通知スル為選舉人ニ對シ戸別訪問ヲ爲スコト
ヲ得ズ

(参考)

立候補準備行為トシテ取扱来レル事例)

一、議員候補者タラムトスル者ノ爲メ選舉運動ノ準備行為ト認
メラルルモノ

(昭和二二年)

1、選舉事務所備入ノ内支拂

2、選舉事務長又ハ選舉委員就任ノ内支拂

3、勞務者雇傭ノ内支拂

4、立看板ヲ作製シ置ク行為

5、立候補挨拶狀、宣言書、張札、引札、名刺等ノ印刷物ノ
原稿ヲ作り又ハ印刷シ置ク行為

選舉公報ノ文案ノ作成

- 6、有権者名簿ノ複製
- 7、7議會解散宜敷頼ムレト打電スル行爲
- 8、公營外演説會場借入ノ内交渉
- 9、無料郵便物ニ同封スベキ推薦狀依頼ノ内交渉
- 10、政党ノ公認ヲホムル行爲
- ニ、第三者ノ爲ス選舉運動ノ準備行爲ト認メラルモノ
- 一、推薦狀ヲ印刷シ置ク行爲
- ニ、其ノ他性質上ハ選舉運動ニ非ザルモ立候補準備行爲ト稱シ
來レルモノ
- 一、議員候補者ヲラムトスル者又ハ推薦届出ヲ爲サムトスル
者ノ爲ス瀕踏行爲
- 二、議員候補者ヲラシメムトスル者ノ銓衡會又ハ推薦協談會

(昭和一一、一〇、二八)

才三回水多々金

小委員會審議經過

其ノ一 選舉運動ニ關スル事項



第一、仮決定アリタル事項

○一、選挙事務所

(イ) 選挙事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ省令列表ヲ
改正シテ選挙事務所ノ数ヲ増加シ得ヘキ選挙区ヲ増
加スルコト

之カ為勅令第五十七條ノニヲ適當ニ改正スルコト擬定

ニ、選挙事務長、選挙委員

○(イ) 選挙委員ノ数ヲ二十五名(通シテ^五十名)ニ増加ス
ルコト擬定

(ロ) 選挙事務長、選挙委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコト
トスルコト
（實ニ此ノ條ノ内ニカシテ選舉員ノ日當ヲ供與スルコトハ
ツレカモナリ加味トシテ規定スルコトナリ）

二、勞務者

(イ) 選挙委員モ選挙事務長ノ承諾ヲ得テ勞務者ヲ選任シ
得ルコトトスルコト也

四、立候補準備行為

(イ) 立候補準備行為ハ
（此ノ條ノ内ニカシテ選舉員ノ日當ヲ供與スルコトハ
ツレカモナリ加味トシテ規定スルコトナリ）
法文ヲ以テ明ニスルコト也

(ロ) 特ニ議員候補者銓衡會ハ一定ノ制限ヲ付シ之ヲ為シ

得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト也

五、演說會

(イ) 辯士ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト也

(ロ) 演說會告知ノ為使用スル張札ハ一選挙期間ヲ通シテ
三千枚ヲ越ユルコトヲ得サルコトトスルコト

尚右ニ伴ヒ第三者ノ闕權スル演說會ニ付テハ一ノ演

說會ニ付三十枚ヲ越ユルコトヲ得サルコトトスル等

適當ニ考慮スルコト

六、選挙ノ期日後ノ挨拶行為

(イ) 當落ニ関スル祝辭見舞等ニ對スル禮狀ハ印刷ニ依ル
コトヲ得シムルコト也

第二、論議ニ上リタルモ仮決定ニ至ラサリシ事項

一、第三者ノ選挙運動

(イ) 第三者ノ選挙運動ヲ演説又ハ推薦狀ニ依ル運動ノ外

更ニ接接シ例ヘハ小集会ニ於ケル投票依頼ノ如キ行

為ヲ為シ得ルコトトスルコト

但シ社交的選挙運動ハ此ノ限リトシ、トノ字句ヲ挿入スルニ許
尚個々面接ノ禁止ハ存置スルモ相当改正スルコト也

十百四

(ロ) 推薦狀ニ依ル推薦狀送ノ依頼ヲ第三者ノ推薦狀ニ

依ル選挙運動トシテ認ムルコト

(ハ) 選挙辯士ノ派遣ヲ第三者ノ演説ニ依ル選挙運動トシ

テ認ムルコト

(三) 第三者カ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ヲ為ス際十

定ノ制限ノ下ニ事務者ヲ委任シ得ルコトトスルコト

尚^ル 第三者ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ第

三者ノ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ノ為事務ヲ提

供シ得ルコトトスルコト

附 九

(ホ) 第三者カ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ヲ為ス場合

ノ個々面接、電話通話ノ禁止ヲ解除スルコト

(ハ) 第三者ノ推薦状ニ依ル選挙運動ヲ現行法以上ニ制限

勅令
第九八号

セザル場合ハ

(一) 法第九十八條ノニヲ削除シ、議員候補者、法定運

動者ノ文書運動ヲ自由ナラシムルコト

(二) 法定運動者ノ推薦状ハ無料郵便物ニ同封シテ差出

シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

(三) 法第九十八條ノニハ選挙公報ト併セ考フルコト

ニ政事結社ノ活動

(一) 政事結社ノ支部ヨリ本部ニ候補者ハ公認ヲ求メ又ハ

本部ヨリ支部ニ公認ヲ通知スル行為ハ自由トスルコ

ト

三、演説會

① 選挙演説會ハ選挙ノ期日ノ前日迄ニ限ルコト

② 選挙演説會ハ選挙ノ當日投票所ヲ設ケタル場所ノ入

口ヨリ三町以内ノ区域ニ開催スルコトヲ得ガルコト

トスルコト

③ 選挙演説會ハ選挙ノ當日之ヲ開催セザルコトヲ申合

ニ依リ實行スルコト

十
土
四
日

買収犯罪防止ニ關シ考案ヲ要スト認メラル事頃
(昭和二十一年三月八日)

○一 連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコト(法律百三十六條)

ニ 投票ノ点檢ハ開票區毎ニ混同シテ之ヲ爲スコトトスルコ

ト(法律四十九條)

三 買収犯罪ノ時効期間ヲ一年(犯人逃亡シタルトスハ二年)

ニ 延長スルコト(法律百三十八條)

四 買収犯罪ニ依リ刑ニ處セラル者ニ對シ裁判所ハ情狀

ニ依リ選舉權、被選舉權ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セザ

ルノ宣告ヲ爲レ得トアルヲ改メテ單ニ情狀ニ依リ選舉權、

被選舉権ヲ有セザル期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲノミ爲シ
得ルコトトスルコト (法第百三十七條)

五其ノ他

不 選舉委員ノ買収犯罪ニ連坐セシムルノ問題 不
日 費用超過ニ依ル當選無効訴訟ヲ検事ヨリ提起セシムル
ノ問題 (法第八十四條)

(昭和二十二年四月)

第四回臨時

小委員會審議資料

(其ノ二)

選舉罰則ニ關スル事項

第一、連坐制

- ① 連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコト
- ② 選舉委員ガ買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニモ當該候補者ノ當選ヲ無效トスルコト
- ③ 連坐規定ヲ改メ選舉事務長及選舉委員（又ハ總括主宰者共）ヲ通ジ一定數（例ヘバ半數又ハ三分ノ一）以上ノ者ガ買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニモ當該候補者ノ當選ヲ無效トシ、而シテ免責條項ハ之ヲ削除スルコト
- ④ 連坐規定ヲ改メ候補者ノ得票ノ多數（得票總數ノ何割ト云フガ如キ）ガ買収ニ依ル投票ナルトキ裁判所ノ認定ニ

依リ當該候補者ノ當選ヲ無效トスルコト

(ホ)買収事件ノ被告人ガ選舉事務長又ハ總括主宰者ナルトキハ檢事ハ免責條項ニ付テノ認定ヲ加フルコトナク當然ニ當選無效ノ訴訟ヲ提起スルコト

(ニ)或區域ノ選舉人が多數投票買収ニ應ジタルトキハ其ノ區域ノ選舉人全体ノ選舉權ヲ停止スルコト

第三、買収犯罪ノ時効期間(係争)

(イ)買収犯罪ノ時効期間ヲ一年(犯人逃亡シタルトキハ二年)ニ延長スルコト

(ロ)法律百十五條、第一百十六條ノ罪ノ時効期間モ右同様延長

スルコト

第三、實質犯ト形式犯

(イ)形式犯ニ對シテハ其ノ科刑ヲ輕減シ例ハバ

(一)法律百三十條、第三百三十二條ノ罪ノ如キハ更ニ其ノ科刑ヲ輕減スルコト

(二)左ニ掲ケルガ如キ罪ニ對スル科刑ハ體刑ト罰金刑トノ選擇刑トナレルモ之ヲ罰金刑ノミニ改メタルコト

(一)法律百二十九條中、法律九十五條ノ二ノ違反ノ罪

(二)法律百三十一條中、法律九十九條違反ノ罪

(三)法律百三十三條ノ罪

四 法律第三十五條ノ罪

(3) 形式犯(選舉犯)ニ對スル科刑ハ罰金刑ノミトシ體刑ハ實質犯(選舉罪)ニノミ之ヲ科シ且形式犯ニ對シテハ選舉權及被選舉權停止ノ制裁ヲ科セザルコト

(4) 輕微ナル形式犯ニシテ選舉ノ公正ニ影響ナキモノハ之ヲ罰セザルコト

形式犯ト稱スルコト

(5) 形式犯ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ハ當選ヲ無効トセザルコト

(6) 實質犯ト形式犯トノ罪名ヲ異ニシ例ヘバ實質犯ハ之ヲ選舉罪ト稱シ形式犯ハ之ヲ選舉犯ト稱スルコト

(7) 形式犯ニ對スル科刑ヲ輕減スルト同時ニ惡質犯罪防止ニ付テハ有效適切ナル方策ヲ講ズルコト

第四、政事結社ノ行爲

(1) 政事結社ノ目的ノ範圍内ニ於ケル一定ノ行爲ハ刑法第三十五條ノ正當行爲トシテ之ヲ罰セザルコト

第五、罰則ノ統一

(1) 各種公ノ選舉ニ衆議院議員選舉法中罰則ノ規定ヲ準用スルコト

第六、選舉犯罪ノ搜查及被疑者等ノ取扱

(1) 形式犯ヲ搜查スルニ付被疑者ニ對シ強制的處分ヲ爲スコトヲ得サル旨ノ規定ヲ設クルカ又ハ其ノ趣旨ヲ徹底セシムル

コト

② 司法警察官ニ對シテ一定ノ制限ノ下ニ犯罪捜査ヲ爲スニ付
必要ナル権限ヲ與フル立法ヲ爲スコト

③ 匿名、變名、無名ノ投書ニ依リ捜査ヲ開始スルニ付一定
ノ制限ヲ設クルカ又ハ慎重ヲ期スルノ要アル趣旨ヲ徹底
スルコト

④ 參考人ノ取調ハ其ノ出頭ノ時ヨリ五時間ヲ超テ、午後十
時ヲ過ガルヲ得ザル旨ノ規定ヲ設クルカ又ハ其ノ取調ハ適
正ナルヲ要スルノ趣旨ヲ徹底スルコト

第七、選舉取締機關

① 選舉取締ハ一般刑事警察ノ主務課ヲシテ主管セシメズ特別
ノ課ヲ設ケテ之ヲ主管セラルコト

② 選舉取締ノ爲特別ノ課ヲ設クルトセバ選舉干渉防止ニ付
考慮スルコト

③ 選舉取締ノ特別機關ヲ創設スルコト

昭和十一年十一月九日

泉二委員提案

第四回委員会

一 選挙運動ニ關スル事項

(1) 現行法第九十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

何人ト雖モ演説又ハ推薦狀ニ依リ選挙運動ヲ爲スコトヲ得
左ノ行爲ニ付亦同シ

(一)乃至 (九) 列挙ノコト

(10) 第九十六條ノニヲ設ケテ左ノ規定ヲ爲スコト

前條ノ場合ヲ除クノ外 選挙運動ハ議員候補者、選挙事務長
又ハ選挙委員ニ非ザルハ之ヲ爲スコトヲ得ズ
(第三項トシテ現行法第九十六條第二項ヲ置ク)

附則

二、選舉罰則ニ關スル事項

(1) 現行法第百十二條第一號乃至第三號ノ「選舉人又ハ選舉運動者」及第五號ノ「選舉運動者」ノ下ニ「其ノ他ノ者」ヲ加フルコト

(2) 第百三十五條中虚偽記入及虚偽届出ヲ第百三十四條ノ罪ト同一程度ニ制裁スルコト

(3) 第百三十六條但書ヲ削除シ當選人ヲレテ本案刑事訴訟ニ附帶シテ無過失ノ證明ヲ爲サシメ其ノ證明ヲ得タルトキ裁判所ヲレテ本條ノ適用ナキ旨ノ宣言ヲ爲サレムコト

附帶事項

第六條第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フルコト

議員候補者又ハ議員候補者ヲラントスル者ニレテ第百十二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ懲役ニ處セラルタル者

(右採用ノ上ハ第百三十七條第四項中第六條第五號ノ下ニ「第
號」ヲ加フルコト

泉ニ委員提案(二)

(二、一、一、一)

第九十六條ノ二 議員候補者、選挙事務長又
ハ選挙委員ハ法令ノ範囲内ニ於テ當選ヲ得
又ハ得シムル爲ニスル一切ノ選挙運動ヲ爲
スコトヲ得

第九十六條ノ三 議員候補者、選挙事務長又
ハ選挙委員ニ非ザルモノハ第九十六條ニ定
メタル以外ノ選挙運動ヲ爲スコトヲ得ズ

第二項現行法第九十六條第二項(通り)

泉ニ委員提案(三) (二二二二)

第九十六條 何人ト雖モ演説又ハ推薦状ニ依リ

選挙運動ヲ為スコトヲ得

前項ノ運動ヲ他人ニ依頼シ其ノ他運動ノ準備

ヲ為スコト亦前項ニ同シ

右改訂案ニ付テモ其ノ中ニ右ノ如キモノハ、又三及右ノ如キモノハ、
之等ノ如キモノハ、
之等ノ如キモノハ、
之等ノ如キモノハ、

選舉制度調査會

(小委員會)
決議

昭和二、二、五 刷

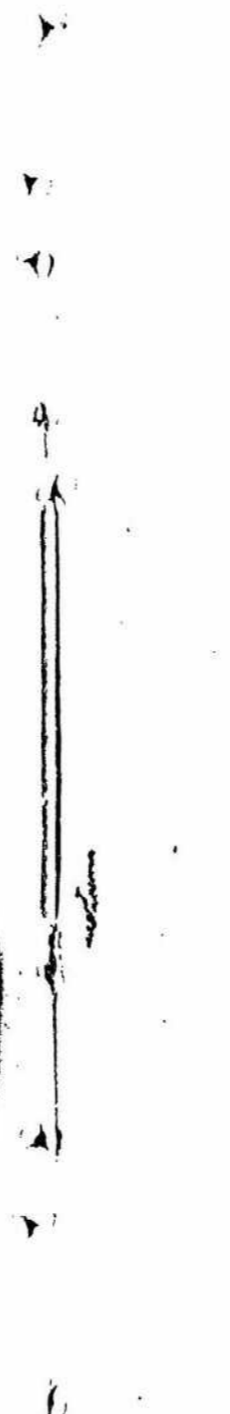
第三者運動

社交上ノ儀禮的談話ニ過ギザルモノ又ハ候
補者ノ身分經歷等ヲ語ル程度ニ過ギザル行
爲ハ之ヲ選舉運動トシ取締ヲ爲サザルコト

小委員会ニ於テ未ダ決定ニ至ラザル事項
他ニ知リ得タル事ハ所存ノ如ク

第七回ハ委員会

(昭和一一一一二〇)



6
7
9
10
11

選挙運動及其ノ費用ニ関スル事項

第一 選挙運動ニ関スル事項

一 第三者運動

(イ) 第三者ノ選挙運動ヲ演説又ハ推薦状ニ依ル運動ノ外更ニ擴張シ例ハ小集會ニ於ケル投票依頼ノ如キ行為ヲ爲シ得ルコトトスルコト

(附) 談話ニ依ル運動ヲ認ムルヤ否

(附) 尚個々面接ノ禁止ハ存置スルモ相當改正スルコト(附) 社交上選挙ノ談話ヲ爲スコトヲ除外例トシテ規定スルヤ否

(2) 悪質犯罪ノ防止ニ付適切ナル方法ヲ講ズルコトヲ

前提トシテ個々面接ノ禁止ヲ撤廃スルヤ否

(ロ) 第三者ガ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ヲ爲ス場合ノ

(ハ) 第三者ガ演説又ハ推薦状ニ依ル選挙運動ヲ爲ス際一定

書目
一 法律

ノ制限ノ下ニ勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト

第三春ノ選舉運動ニ對スル實費辨償ヲ禁止スルコト

二 政事結社ノ活動

制限

法定運動者ノ選舉運動

(イ) 法第九十八條ノニヲ削除シ、議員候補者、法定運動者ノ文書運動ヲ自由ナラシムルコト

(附) 法第九十八條ノニヲ削除スルマ否々選舉公報ノ

改善ト併セ考フルコト

第二

選舉運動ノ費用ニ関スル事項

(イ) 費用超過ニ因ル當選無効訴訟ヲ公ノ機關ヨリ提起セシムルコト

選舉罰則ニ関スル事項

第一 連坐制

(イ) 連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコト

(ロ) 選舉委員が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニモ當該候補者ノ當選ヲ無効トスルコト

(ハ) 連坐規定ヲ改メ選舉事務長及選舉委員(又ハ總括主宰者共)ヲ通シ一定數(例ハ半数又ハ三分ノ一)以上ノ

者が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニノミ當該候補者ノ當選ヲ無効トシ、而シテ免責條項ハ之ヲ削除スルコト

書
三

ノ制限ノ下ニ勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト
第三者ノ選舉運動ニ對スル實費辨償ヲ禁止スルコト

二政事結社ノ活動

三

法定運動者ノ選舉運動
議員候補者、法定運動者

ノ文書運動ヲ自由ナラシムルコト

(附) 法第九十八條ノニヲ削除スルマ否ヤ選舉公報ノ

改善ト併セ考フルコト

第二 選舉運動ノ費用ニ関スル事項

(イ) 費用超過ニ因ル當選無効訴訟ヲ公ノ機關ヨリ提起セシムルコト

選舉罰則ニ関スル事項

第一 連坐制

連坐制

(イ) 連坐規定ノ免責條項ヲ削除ス

(ロ) 選舉委員が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニモ當該候補者ノ當選ヲ無効トスルコト

(ハ) 連坐規定ヲ改メ選舉事務長及選定委員(又ハ總括主宰者共)ヲ通シ一定數(例ハ半数又ハ三分ノ一)以上ノ

者が買収犯罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル場合ニノミ當該候補者ノ當選ヲ無効トシ、而シテ免責條項ハ之ヲ削除スルコト

別ル
(三)

連坐規定ヲ改メ或候補者ノ得票ノ多数ハ得票総数ノ何割ト云フガ如キ一ガ買収ニ依ル投票ナルトキハ裁判所ノ認定ニ依リ當該候補者ノ當選ヲ無効トスルコト

別ル
(木)

買収事件ノ被告人ガ選舉事務長又ハ總括主宰者ナルトキハ檢事ハ免責條項ニ付テノ認定ヲ加フルコトナク當然ニ當選無効ノ訴訟ヲ提起スルコト

別ル
(ハ)

或區域ノ選舉人ガ多数投票買収ニ應ジタルトキハ其ノ區域ノ選舉人全体ノ選舉權ヲ停止スルコト

別ル
(ト)

第百三十六條但書ヲ削除シ當選人ヲシテ本案刑事訴訟ニ附帶シテ無過失ノ證明ヲ為サシメ其ノ證明ヲ得タルトキ裁判所ヲシテ本條ノ適用ナキ旨ノ宣言ヲ為サシムルコト

第二 買収犯罪等ノ時効期間

別ル (一) 買収犯罪ノ時効期間ヲ一年(犯人逃亡シタルトキハ二年)

= 延長スルコト

別ル (四) 法第百十五條 第百十六條ノ買収時効期間モ右同様延長スルコト

第三 實質犯ト形式犯

(附) 三十四

現行法第百廿條ニ罰金刑ヲ加ヘ第百廿五條中虚偽記入及虚偽届出ヲ之ト同一刑罰トスルコト

第四 其他

別隊の現行第百十二條第一節乃至第三節の「選舉人又ハ選舉運動者」
及第五節の「選舉運動者」の下ニ「其ノ他ノ者」ヲ加フルコ

ト
加藤四 議員候補者又ハ議員候補者タラントスル者ニシテ第百十

二條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ懲役ニ処セラレタル者ハ

終身選舉権及被選舉権ヲ剝奪スルコト

希賀六 司法警察官ニ對シ一審ノ制限ノ下ニ犯罪ノ搜查ヲ爲スニ

付必要ナル権限ヲ與フル立法ヲ爲スコト

(二) 各種公ノ選舉ニ衆議院議員選舉法中罰則ノ規定ヲ準用ス
ルコト

買収犯罪防止ニ関シ考究ヲ要スト認メラル、事項

一、連坐規定ノ免責條項ヲ削除スルコト(法一三六)

二、投票ノ點檢ハ開票區毎ニ混合シテ之ヲ爲スコトトスルコト
(法四八)

三、買収犯罪ノ時効期間ヲ一年(犯人逃亡シタルトキハ二年)
ニ延長スルコト(法一三八)

四、買収犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタル者ニ對シ裁判所ハ情狀ニ依
リ選舉権、被選舉権ヲ有セザル旨ノ規定ヲ適用セザル旨ノ宣
告ヲ爲シ得トアルヲ改メテ 單ニ情狀ニ依リ選舉権、被選舉
権ヲ有セザル期間ヲ短縮スル旨ノ宣告ヲノミ爲シ得ルコトト
スルコト(法一三七)

(附)

買収犯罪中第百十二條ノニノ罪ノニ付右ノ如ク改ムルコト
五、其他

(イ) 選挙委員ノ買収犯罪ニ連坐セシムルノ問題

(ロ) 費用超過ニ依ル當選無効訴訟ヲ檢事ヨリ提起セシムルノ問題
(法八四)

(一一一、一五)

實質犯卜形式犯ノ科刑ニ關スル研究

司法省刑事局

備考

實質犯ト形式犯トニ區別セル標準

實質犯トハ直接選舉ノ自由公正ヲ害スル犯罪ヲ謂ヒ形式犯トハ其ノ他ノ選舉犯罪ヲ謂フ但シ形式犯ニシテ實質犯ニ準ジテ取締ヲ嚴ニスベキ要アルモノヲ假ニ準實質犯ト謂ヒ其ノ他ノ形式犯ヲ單ニ形式犯ト謂フ

第十二章 罰則

條文	犯罪事項	刑罰	改正意見	備考
一一一	詐偽登録、虚偽宣告	百円以下ノ罰金	/	實
一一二	選舉人、運動者ニ對シテ買収	三年以下ノ懲役、禁錮 二千円以下ノ罰金	/	〃
一一三	關係官公吏、警察官吏ノ買収	四年以下ノ懲役、禁錮 三千円以下ノ罰金	/	〃
一一四	選舉人、運動者ニ對シテ買収	五年以下ノ懲役、禁錮 四千円以下ノ罰金	/	〃
一一五	關係官公吏、警察官吏ノ買収	及收、追徴	/	〃
一一六	自由妨害	四年以下ノ懲役、禁錮 三千円以下ノ罰金	/	實
一一七	官公吏ノ自由妨害	四年以下ノ禁錮	/	〃

一三一 戎器、兇器携帯	二年以下ノ禁錮 千日以下ノ罰金	〃	〃
一三二 兇器携帯入場	三年以下ノ禁錮 三十日以下ノ罰金	〃	〃
一三三	前條携帶物ノ没收	〃	〃
一三四 氣勢ヲ張ル行為ノ制止違背	六月以下ノ禁錮 三百日以下ノ罰金	〃	〃
一三五 選舉犯罪煽動	一年以下ノ禁錮 五百日以下ノ罰金	〃	〃
一三六 當選ノ得失ニ關スル虚偽事項公表	二年以下ノ禁錮 千日以下ノ罰金	〃	〃
一三七 1. 非選舉人ノ投票 2. 欺欺投票 3. 投票ノ偽造増減	一年以下ノ禁錮 五百日以下ノ罰金 二年以下ノ禁錮 千日以下ノ罰金 三年以下ノ懲役、禁錮 二十四日以下ノ罰金	〃	〃

II 官吏ノ被選人ノ姓名投票表示要示	六月以下ノ禁錮 三百日以下ノ罰金	〃	〃
一七 被選人ノ姓名表示	二年以下ノ禁錮 千日以下ノ罰金	〃	〃
一八 投票開封	一年以下ノ禁錮 五百日以下ノ罰金	〃	〃
II 投票函侵害	二年以下ノ懲役、禁錮 二千日以下ノ罰金	〃	〃
一九 投票管理若輩ニ對スル暴行脅迫	四年以下ノ懲役、禁錮	〃	〃
二〇 多衆聚合ニ依ル妨害	一年以上ノ懲役、禁錮 七年以下ノ罰金	〃	〃
II 多衆不解散	六月以上ノ懲役、禁錮 五年以下ノ罰金 三、百日以下ノ罰金、科料 首魁二年以下ノ禁錮 其ノ他百日以下ノ罰金、科料	〃	〃

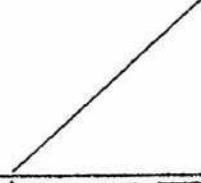

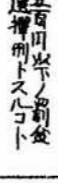
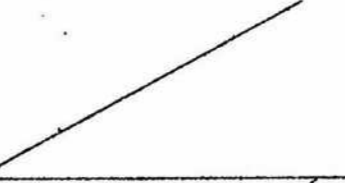
十七日

二二八	立會人ノ義務違反	五年以下ノ懲役、禁錮 二十日以下ノ罰金	〃	實
二二九	届出前ノ運動 禁三者ノ運動 戶別訪問個々面接 指定外文書圖書ノ頒布 解任閉鎖等ノ命令違反	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃 〃 〃
二三〇	事務所敷超過 禁止區域内ノ事務所設置 休憩所設置	〃 〃 〃	〃 〃 〃	〃 〃 〃

内司、要するに...
筆字係犯ト云フコト...
二年以下ノ禁錮
五百圓以下ノ罰金

一三〇	運動者數ノ超過 勞務者數ノ超過 非選任勞務者ノ勞務提供 出度者敷超過	三百圓以下ノ罰金	〃	形
一三一	事務所設置、委員、勞務者選任 非選任人運動者選任 關係官公吏ノ選舉運動 事務引継ノ懈怠	六月以下ノ禁錮 三百圓以下ノ罰金	〃 〃	〃 〃
一三二	選舉事務長選任届出懈怠 選舉事務長異動届出懈怠	〃	〃	〃

罰金
罰金
罰金
實
形
形
形

II 選舉事務長職務代行届出解怠 事務所設置異動、運動員ノ異動 届出懈怠 運動用文書圖書三項之凡念慮反	一三三 運動費用超過支出	一三四 運動費用不法支出	一三五 運動費用帳簿不備 精算届不備 帳簿書類不保存 帳簿書類虚偽記入 帳簿書類ノ提出検査拒否
百元以下ノ罰金	一年以下ノ禁錮 五百元以下ノ罰金	一年以下ノ禁錮	六月以下ノ禁錮 五百元以下ノ罰金
			
形	準費	準費	準費

一三三 運動費用超過支出



小委員會假決定事項整理(未定稿)



第一

選舉運動ニ関スル事項

一 選舉事務所

選舉事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ省令別表ヲ改正シテ選舉事務所ヲ増加シ得ベキ選舉區ヲ増加スルト
ト
之ガ爲勅令第五十七條ノニヲ適當ニ改正スルコト

二 選舉委員

イ) 選舉委員ノ數ヲ二十五名(過シテ五十名)ニ増加ス
ルコト
ロ) 選舉委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト

三 勞務者

選舉委員ニ選舉軍務長ノ承諾ヲ得テ勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト

四 立候補準備行為

(1) 立候補準備行為ハ立候補届出前ニ之ヲ爲シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

特ニ議員候補者銓衡協議會ハ一定ノ制限ヲ付シ之ヲ爲シ得ルコトヲ法文ヲ以テ明ニスルコト

〔右ニ對スル試案〕

法第九十五條ノニ「立候補準備行為ヲ除クノ外選舉運動ハ第六十七條第一項乃至第三項ノ届出アリタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ス

法第九十五條ノ三 議員候補者タルベキ者ヲ銓衡スル爲集會ヲ開カムトスル者ハ發起人ヲ定ムベシ
發起人ハ或ノ集會ノ場所 年月日時ヲ會場所在地所轄ノ警察署ニ届出ツベシ
集會ノ結果ヲ通知スル爲選舉人ニ對シ戸別訪問ヲ爲スコトヲ得ス (法第九十八條ノ改正ト共ニ供セ考フルコト)

五 演說會

(1) 辯士ニ對シ曰當ヲ供與シ得ルコトトスルコト
(2) 演說會告知ノ爲使用スル張札ハ一選舉期間ヲ通シテ三千枚ヲ超ユルコトヲ得サルコトトスルコト

尚 右ニ件ヒ第三者ノ開催スル演説會ニ付テハ一ノ演説會ニ付三十枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスル等適當ニ考慮スルコト

(ハ) 選挙演説會ハ選挙當日投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ開催スルコトヲ得ザルコトトスルコト

六 選挙期日後ノ挨拶行爲

當落ニ関スル祝詞、見舞、等ニ對スル禮狀ハ印刷ニ依ルコトヲ得シムルコト

七 第三者運動

(イ) 推薦狀ニ依ル推薦狀發送ノ依頼ヲ第三者ノ推薦狀ニ

依ル選挙運動トシテ認ムルコト

(ロ) 應援辯士ノ派遣幹技ヲ第三者ノ演説ニ依ル選挙運動トシテ認ムルコト

(ハ) 第三者ト同居スル親族、家族及常傭ノ使用人ハ第三者ノ演説又ハ推薦狀ニ依ル選挙運動ノ爲勞務ヲ提供シ得ルコトトスルコト

第二 選挙運動ノ費用ニ関スル事項

(イ) 選挙運動費用ニ関スル帳簿ノ様式並記載方法ヲ簡易化スルコト



第三 選舉罰則ニ關スル事項

(1) 形式犯ニ對シテハ其ノ科刑ヲ相當緩和スルコト

(11111111)

十月三日

小委員會審議資料

(其ノ三)



選舉手續ニ關スル事項

一 混同開票制

此の混同開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルコト

二 選舉權及被選舉權

一 選舉年齡ヲ二十歳ニ低下スルコト

二 選舉權ハ家長ニノ之ヲ附與スルコト

三 缺格條項ヲ整理スルコト

四 貴族院議員ト衆議院議員トノ任官資格上ノ差別

十條一ヲ撤廢スルコト

五 議員候補者又ハ議員候補者ヲラントスル者ニシテ法律

百十三條又ハ第百十三條ノ罪ヲ犯シ懲役ニ處セラレタ

ル者ハ終身之ヲ缺格者トスルコト

三、其ノ他

初ル①選舉權行使ハ公義務トシテ履行セシムルコトトシ、棄

権ニ對シテハ過料ノ制裁、選舉權並ニ被選舉權ノ停止

等ヲ科スルコト

初ル②右ニ稱權シ投票日ノ日當ヲ給與スルコト

③投票日ハ公休トスルコト亦或レ之見ハ公休トシ

④選舉期間ヲ短縮スルコト(現行通り)

議員配當ニ關スル調 其一

道府縣	現行議員數	本案ニ依ル配當議員數	増	減	說明
北海道	二〇	一九	-	-	<p>本案ハ議員總數ヲ四六八人トシ先ツ議員四人先ヲ平等ニ配當シ殘餘ノ三七八人ヲ最小府縣ノ人口ヲ起スル人口ニ左ノ割合ヲ以テ配當シタル場合ノ結果(端數ニ對シテハ其ノ大ナルモノヨリ順次ニ議員總數四六八人ニ達スル迄配當ス)ヲ調査シタルモノナリ</p> <p>① 最小府縣ノ人口(約四十九方)ヲ起遊スル人口約百方(九十五方)迄ニ付テハ人口十六方ニ付議員一人</p> <p>② 右ノ人口ヲ起遊スル人口約百五十方(百二十方)迄ニ付テハ人口七方ニ付議員二人</p> <p>③ 右ノ人口ヲ起遊スル人口百五十方(百二十方)ニ付議員二人</p>
青森縣	七	七	-	-	
岩手縣	七	七	-	-	
宮城縣	八	九	-	-	
秋田縣	七	七	-	-	
山形縣	八	八	-	-	
福島縣	一一	一一	-	-	
茨城縣	一一	一一	-	-	
栃木縣	九	九	-	-	
群馬縣	九	九	-	-	
神奈川縣	一一	一一	-	-	
東京府	一一	一一	-	-	
千葉縣	一一	一一	-	-	
埼玉縣	一一	一一	-	-	
山梨縣	五	五	-	-	
長野縣	五	五	-	-	
岐阜縣	三	三	-	-	
愛知縣	三	三	-	-	
三重縣	七	八	-	-	
滋賀縣	九	八	-	-	

道府縣	現行議員數	本案ニ依ル配當議員數	増	減	說明
滋賀縣	五	五	-	-	<p>說明</p>
京都府	一一	一一	-	-	
大阪府	一一	一一	-	-	
兵庫縣	九	九	-	-	
奈良縣	五	五	-	-	
和歌山縣	五	五	-	-	
鳥取縣	四	四	-	-	
島根縣	四	四	-	-	
岡山縣	六	六	-	-	
廣島縣	九	九	-	-	
山口縣	三	三	-	-	
徳島縣	六	六	-	-	
香川縣	六	六	-	-	
愛媛縣	六	六	-	-	
高知縣	六	六	-	-	
福岡縣	八	八	-	-	
佐賀縣	五	五	-	-	
長門縣	九	九	-	-	
熊本縣	七	七	-	-	
宮崎縣	五	五	-	-	
鹿兒島縣	五	五	-	-	
沖繩縣	五	五	-	-	
合計	四六六	四六六	一五	一五	

道庁	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡県	愛知県	三重		
道庁	20	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
現行議員数	20	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
本案依る 定数議員数	19	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
増	1																									
減	1																									
説明	<p>本案八議員總数ヲ四六六人トシ先ツ議員四人先ヲ早等ニ配當シ殘餘ノ三人ヲ最小平縣ノ人口ヲ起スル人口ニ左ノ割合ヲ以テ配當シタル場合ノ結果(按數并シテハ其ノ大ナルモノヨリ順次ニ議員總數四六六人ニ達スル迄配當ス)ヲ調査シタルモノナリ</p> <p>(一)最小平縣ノ人口ヲ超過スル人口約百方(九十六方)迄ノ人口ニ付テハ人口十下方ニ付議員一人</p> <p>(二)同約百方(九十七方)ヨリ約百五下方(百五十三方)迄ノ人口ニ付テハ人口十七方ニ付議員一人</p> <p>(三)同約百五下方(百五十四方)以テノ人口ニ付テハ人口三十方ニ付議員一人</p>																									

議員配當ニ關スル調

道	現行議員数	本案依る定数議員数	増	減
北海道	20	19	1	1
青森	7	7		
岩手	7	7		
宮城	7	7		
秋田	7	7		
山形	7	7		
福島	7	7		
茨城	7	7		
栃木	7	7		
群馬	7	7		
埼玉	7	7		
千葉	7	7		
東京	7	7		
神奈川	7	7		
新潟	7	7		
富山	7	7		
石川	7	7		
福井	7	7		
山梨	7	7		
長野	7	7		
岐阜	7	7		
静岡県	7	7		
愛知県	7	7		
三重	7	7		

道府縣	現行議員數	本縣ニ依ル 規費議員數	現行議員數トノ比較	増	減	説明
道	五	五				
府						
縣						
青森	五	五				
岩手	五	五				
秋田	五	五				
山形	五	五				
福島	五	五				
茨城	五	五				
栃木	五	五				
群馬	五	五				
埼玉	五	五				
千葉	五	五				
東京	五	五				
神奈川	五	五				
山梨	五	五				
長野	五	五				
新潟	五	五				
富山	五	五				
石川	五	五				
福井	五	五				
岐阜	五	五				
愛知	五	五				
三重	五	五				
滋賀	五	五				
京都	五	五				
大阪	五	五				
兵庫	五	五				
奈良	五	五				
和歌山	五	五				
徳島	五	五				
香川	五	五				
愛媛	五	五				
高知	五	五				
福岡	五	五				
佐賀	五	五				
長門	五	五				
熊本	五	五				
大分	五	五				
宮崎	五	五				
鹿児島	五	五				
沖縄	五	五				
合計	四六六	四六六	一四	一四		

選舉制度調査會

(小委員會決議)

昭和二二、二五刷

第三者運動

社交上ノ儀禮的談話ニ過ギサルモノ又ハ候
 補者ノ身分經歷等ヲ語ル程度ニ過ギサル行
 爲ハ之ヲ選舉運動トシ取締ヲ爲サザルコト

選舉制度調查會出席簿

(昭和十一年十二月一日印刷)

17

18

會別	會長副會長及委員														計						
	八並委員	小泉委員	飯村委員	船田委員	次田委員	長島委員	湯澤委員	片山委員	勝田委員	熊谷委員	山岡委員	織山委員	田澤委員	大森委員		小山委員	林副會長	潮副會長	廣田會長	日	月
總會	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	7.30
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	8.5
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	8.12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	
																				5	
	四	四	二	二	四	四	二	四	四	二	四	四	二	四	四	二	四	四	計		
特別委員會	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	8.19
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	8.26
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	9.2
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	9.9
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	9.16
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	9.30
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	10.7
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	10.21
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	10.28
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	11.4
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	11.18
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	11.25
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	13	12.2
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	14	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15	
																			計		
小委員會	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	10.14
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	10.21
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	10.28
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4	11.4
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	11.11
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6	11.18
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7	11.25
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	8	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	
																			計		
																			總計		

○ 印八出席
/ 印八欠席

七九七七、八八四九、八九

本月二日選舉制度調査會特別委員會ノ御申合ニ
依リ整理シタル選舉制度改正要綱(未定稿)依命
別冊御送付申上候

昭和十一年十二月五日

選舉制度調査會幹事

書記
芳川 五 殿

17
18



選舉制度改正要綱

昭和二十一年十二月九日

(未定稿)

七卷

(昭和二十三年印刷)

17

18

第一、選挙運動及其費用ニ關スル事項

一、選挙運動ニ關スル事項

(一) 選挙事務所

選挙事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ、之ヲ三箇所總置若
迄増設シ得ベキ選挙區ヲ交通其ノ他地方ノ實情ニ應ジ
適當ニ増加スル様法令（殊ニ選挙運動取締規則別表）
ヲ改正スルコト

(二) 選挙委員

(1) 選挙委員ノ數ニ關スル制限ヲ緩和シ之ヲ二十五名（通
シテ五十名）トスルコト 山岡
延右

(2) 選挙委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト 全政黨
事務者

11
(三)

選舉事務長ノ外選舉委員モ亦選舉事務長ノ承諾ヲ得テ以
勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト

(四) 立候補届出前ノ準備行為

(1) 立候補準備行為ハ立候補届出前之ヲ為シ得ルコトヲ法
文上明ナラレムルコト 民法
中火

(2) 議員候補者餘衛ノ為ニスル集會ハ一定ノ制限ノ下ニ之
ヲ開催シ得ルコトヲ明文ヲ以テ規定スルコト 民法
中火

(五) 所謂第三者運動

(1) 第三者運動ノ範圍ヲ擴張シ應援辯士ノ依頼斡旋派遣、
推薦狀發送ノ依頼ヲモ為シ得ルコトトスルコト 民法

(2) 第三者が演説、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ為ス場合個
個面接、電話通話ヲ為スモ差支ナキコトトスルコト

(3) 第三者が演説、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ為ス場合之
ト同居スル親族、家族及常備ノ使用人ハ其ノ運動ノ為
勞務ヲ提供シ得ルコトトスルコト

(六) 個個面接行為

個個面接行為ノ禁止ニ關スル規定(第九十八條第二項)
ニ付單ニ社交儀禮ノ範圍ニ屬スル談話又ハ特ニ選舉運
動トシテ為スニ非ズレテ議員候補者ノ身分經歷等ヲ語
ルニ過ギザル行為ハ法ノ關與スル所ニ非ザル趣旨ヲ徹
底スル様運用上考慮スルコト

(七) 選舉公報發行區域ニ於ケル文書ノ頒布

選舉公報發行區域ニ關スル文書頒布ノ制限(第九十八條ノ三)ニ付選舉運動ノ事務ノ爲ニスル文書(特定少數人ニ對シ推薦狀ノ發送又ハ演說會ノ開催ヲ依頼スル文書ヲ含ム)ハ之ヲ差出スモ文障ナキ様適當ニ改正ヲ加フルコト

(八) 演說會

- (1) 辯士ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト
- (2) 演說會告知ノ爲使用スル張札ノ數ハ各議員候補者ニ付一選舉期間ヲ通シテ三千枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト
- 尚第三者ノ開催スル演說會ニ付テハ一演說會ニ付三十枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト

(ハ) 選舉演說會ハ選舉ノ當日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ於テハ之ヲ開催スルコトヲ得ザルコトトスルコト

(九) 選舉期日後ノ挨拶行爲
此個々前後、電話通話ヲモシ又ハ印刷品ニ當テニ關スル祝辞、見舞等ニ對シテ禮狀ハ印刷ニ依ル礼狀ヲ差支ナキコトトスルコト

二、選舉運動ノ費用ニ關スル事項

- (一) 費用ニ關スル帳簿
選舉運動ノ費用ニ關スル帳簿ノ様式及記載方法ヲ簡易化スルコト
- (二) 費用制限ノ勵行

選挙事務長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ費用超過支出ニ關スル罪（第百三十三條）ヲ連坐規定（第百三十六條）中ニ加フルコト

三、選挙公營ニ關スル事項

- (一) 選挙公營ノ内容ノ改善擴充
- (二) 選挙公報及演說會場ノ公營ニ關シ運用上成ルベク其ノ内容ヲ改善擴充シ殊ニ選挙公報ニ關シテハ可及的ニ各候補者ノ個性味ヲ表シ興味アルモノヲラシムル様工夫スルコト
- (三) 選挙公報ニ關シ制限字数ニ千字ノ範圍内ニ於テ候補者以外ノ者若干名ノ推薦文ヲ併セテ掲載レ得ル様法令ヲ

改正スルコト

- (一) ホスタ―掲出場所及立看板配置場所ノ斡旋
- (二) 演說會告知ノ爲ニスルホスタ―ノ掲出場所及立看板ノ配置場所ニ關シ成ルベク候補者ノ便宜ヲ圖ル様行政運用上適當ナル方法ヲ講ズルコト

第二 選舉罰則ニ關スル事項

(一) 形式犯ノ科刑

形式犯ニ對シテハ其ノ科刑ニ適當ニ緩和スルコト

(二) 所謂連坐制

(1) 連坐規定(第百三十六條)ノ但書ヲ削除スルコト

(2) 選舉事務長及總括主宰者ノ双方ニ付但書ヲ削除スル

仍考統ヲ逐ケ

(3) 選舉事務長イキニ付但書ヲ削除スルコト

(4) 選舉事務長及總括主宰者ノ外選舉委員ガ買収犯罪ニ依

リ刑ヲ處セラレタル場合ニテ當該候補者ノ當選ヲ無效

トスルコト

(5) 現行規定(第百三十六條)ノ建前ヲ改メ選舉事務長及

事務長ノ地位ニ對シテハ其ノ科刑ニ適當ニ緩和スルコト

選舉委員（又ハ總括主宰者共）ヲ通ジテ一定數以上ノ者ガ買収犯罪ニ依リ刑ニ處セラレタル場合ニノ當該候補者ノ當選ヲ無效トシ、而シテ免責條項ハ之ヲ存置セザルコト

（備考）右ニ掲ゲタル連坐制ニ關スル諸案ハ小委員會ニ於テ各別ニ採決假決定セラレタルモノニシテ相互ニ牴觸スルモノナキニ非ズ小委員會ニ於テ統一酌決定ヲ見ルニ至ラザル場合ハ特別委員會ニ於テ之ヲ決定スベキコト

第三、選舉手續ニ關スル事項

(一) 選舉區ノ改訂 （舊）

(二) 投票所ノ増設

(1) 出來得レバ各小學校ヲ以テ投票所ニ充ツル程度迄行政選用上投票所ノ増設ヲ圖ルコト

尚投票日ハ成ルベク各小學校ノ授業ヲ休ミ此ノ機會ニ於テ兒童ノ公民教育ノ方法ヲ講ズルコト

(2) 投票所ノ増設ヲ圖ル爲小學校教員其ノ他ノ特遇官吏モ亦投票管理着タラシメ得ル辦法令ヲ改正スルコト

(三) 開票手續

開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルノ制ニ改ムルコト

(四) 次點着繰上制度

議員又ハ當選人ノ闕員ヲ生ジタル場合選舉ノ期日後一
年以内ハ一般次點者ヲ繰上ル得ルノ制度ヲ廢止シ、當
選承諾届出期限前ニ限り之ヲ繰上げ得ルコトトスルコ
ト

第四、其ノ他選舉制度ニ關スル事項

(一) 道府縣會議員選舉ト選舉公營

衆議院議員選舉ニ於ケル選舉公營ノ實績ト道府縣會議
員選舉ノ實績トヲ勘考シ道府縣會議員選舉ニ付テモ適
當ノ時期ニ選舉公營ノ實施ニ付考慮スルコト

(二) 選舉罰則ノ統一

各種選舉ニ關スル罰則ノ統一ヲ圖ル爲之ニ關スル獨立
法ヲ制定スル等成ルベク速ナル機會ニ法令ノ整備ヲ圖
ルコト

實質犯形式犯ニ關スル事項 一、丸山岡委員提出

一 司法省刑事局提出ノ實質犯形式犯ノ科刑ニ

關スル研究中第百二十八條ノ立會人義務違

反ヲ形式犯トスルヲ可トセズヤ

右ノ研究ニ依ル形式犯ハ之ヲ罰金刑トシ其ノ

中重キモノハ五百圓以下輕キモノハ三百圓以

下トシニ箇條ニ整理スルヲ可トセズヤ

形式犯ノ選舉權被選舉權ノ停止ハ裁判所ノ宣
 言ニ依ラレムルヲ可トセズヤ
 形式犯ノ處罰ハ當選ヲ無効トセザルヲ可トセ
 ズヤ

連坐ニ關スル事項

一ニ九山岡員提出

一連坐規定ノ但書削除ノ場合

(一) 第一百十條ヲ削除シ第三百三十六條本文第百
 十三條ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキ
 ノ下ニ選舉事務長又ハ選舉事務長ニ代リ
 其ノ職務ヲ行フ者第三百三十三條前段ノ罪
 ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキヲ加フルコト

(三) 第八十四條第一項ヲ削除シ第二項ヲ左ノ

如ク修正スルコト

検事ハ第百三十三條前段又ハ第百十二條
乃至第百十三條ニ該ル事件ニ付選挙事務
長若ハ選挙事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ
者又ハ選挙事務長ニ非ズレテ事實上選挙
運動ヲ總括主宰シタル者ニ對シ公訴ノ提

起アリタルトキハ其ノ公訴ニ附帶シ當選
人ヲ被告トシ當選無効ノ訴訟ヲ提起スル
コトヲ要ス

○ 裁判所ハ公訴事件ニ付有罪ノ判決ヲ爲ス
場合ニ於テハ諸般ノ情况ヲ審査シ選挙ノ
公正ノ見地ヨリ當選ヲ無効ト爲スコトヲ
妥當ナラズト認ムルトキハ當選ヲ確認シ

其ノ他ノ場合ニ在リテハ當選無効ノ宣言
ヲ為スベシ

一連座規定ノ但書存置ノ場合

(一) 第一百十條ヲ削除シ 第一百三十六條第二項ト

シテ左ノ如キ規定ヲ為スコト

「選舉事務長又ハ選舉事務長ニ代リ其ノ職

務ヲ行フ者 第一百三十三條前段ノ罪ヲ犯シ

刑ニ處セラレタルトキハ其ノ議員候補者

ノ當選ヲ無効トス」ト規定シ其ノ但書ニ第

百十條ノ但書ノ如キ規定ヲ挿入スルコト

(F) 第八十四條第一項ヲ削除シ第二項ヲ左ノ

如ク修正スルコト

檢事ハ第百三十三條前段又ハ第百十二條

乃至第百十三條ニ該ル事件ニ付選舉事務

長若ハ選舉事務長ニ代リ其ノ職務ヲ行フ

者又ハ選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉

運動ヲ總括主宰シタル者ニ對シ公訴ノ起

起アリタルトキハ其ノ公訴ニ附帶シ當選

人ヲ被告トシ當選無効ノ訴訟ヲ提起スル

コトヲ要ス

裁判所ハ公訴事件ニ付有罪ノ判決ヲ爲シ

ニ當リ被告ニ於テ第百三十六條但書ニ各

規定スル事實ノ證明ヲ爲シタル場合ニ在

リテハ當選ヲ確認シ其ノ他ノ場合ニ在リ
テハ當選無効ノ宣言ヲ爲スベシ

決議案

片山委員提出
(二、三、三)

買収等思質犯罪ノ根絶ヲ圖リ、且ツ選舉干渉ノ人權蹂躪ヲ
絶滅シ、選舉ノ公正ヲ期スルコトハ議會政治ノ確立ヲ圖ル
基礎的要件ナリ、其ノ目標ニ從ヒ選舉制度改正ヲ議セント
スルモ現行法ノ一部修正程度ニテハ到底所期ノ目的ヲ達成
スルコト能ハズ、宜シク本委員會ハ更ニ選舉制度ノ根本改
革、例ヘバ比例代表制、大選區制ノ實施^{（附キ審議ヲ）}ヲ
進メ以テ其ノ目的ニ適合セル成案ヲ作成スルノ要アルコト
ヲ認ム。
右決議ス。

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無故ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前狀ノ場合ニ於テハ個
別調査スルコト

山岡新太郎

其規制ニ干シテハ(一)(二)
ノ(三)ヲ由ルコトニテ
其選舉無効、其ノ他ノ
費用超過トカ選舉
強迫主宰者ノ場合
等々付キマシテハ刑罰
ノ件ニ付テハ公訴ノ
提起カアリマシテ
時ニシテ附帯シテ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總結
手續ハ從來ノ通トスル
即チ左ノ如シ

檢事ハ第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前狀ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

當然無效ノ訴訟手
續力才判所ニ繫属
スルモノト認メテ才
判所ハ其ノ但書ニ於
テハ予實ヲ當選人
ナルニ被告ニ認
サセル事ハ勿論又
檢事ハ公益機關
トシテ其ノ予實ヲ
認明スルモノニ干渉
スルコト

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無効ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前狀ノ場合ニ於テハ但
調査スルコト

其ノ但書ノ子實ヲ
以ニシテ上ノ者即選
ノ無効ナルヤ否ヤヲ
宣告スル。斯ノ云フ
風ニテ趣旨ニ於テ
当局ニ於テ成案アリ
得ルヲマシテ其レヲ
特別委員會ニ於テ
多數ノ意見見トシテ
3 決定シ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ 第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前狀ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

4.

夕子トシテ總會ニ
提出スル、總會ニ於
テハ自選會ニ對
委員ノ選任ハ
子ハ勿論行ハルガ
此ノ場合ニ於テ決
定スルニ至リス

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前項ノ場合ニ於テハ但
調査スルコト

略曰

取除クニ申シ
信認許言テ
多ク認言見
他ノ委員、許者ノ中申ナク
不十分ノカトニ認知ナリ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
率シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前狀ノ場合ニ於テハ但
調査スルコト

選舉期台帳ノ整理ニ

對スルニ公平ナル記録

ヲ爲すニ務メ

トスルニ

同着録電化ニ

ヲナシテ

公平ナル記録ニ

對シテ

調査スルコト

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總結ス
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前所ノ場合ニ於テハ但
調査スルヲ

訴訟

形或ハ之ヲ
トシテ可キヤ
後

山田

有リ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ 第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無故ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前状ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

片山 委員 氏

宛申シ 院令ニ 於テ申
述ハ 選考 委員 氏ノ 申
上スル

(2)

片山 委員 氏

宛申シ 院令ニ 於テ申
述ハ 選考 委員 氏ノ 申
上スル

宛申シ 院令ニ 於テ申
述ハ 選考 委員 氏ノ 申
上スル

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前狀ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

一、如キハ
二、
三、

三、
二、
一、

三、
二、
一、

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前狀ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

検事ハ...

内閣...

千...

且...

一...

算...

若...

院...

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括士
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前所ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

一般ノ事者迄切ら張
勤ヤシト思フ。強
才一實大匠ノ強
可クか強ク。事
ト解らん。強
高ス。方好何。

若手

九中云々。一
同。一。一。一。一。一
二。三。四。五。六。七。八
ノ。ハ。イ。ロ。ニ。三。四。五。六。七。八。九。十。十一。十二。十三。十四。十五。十六。十七。十八。十九。二十。

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括シ
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第百十二條乃至
告人が選挙事務長ニ非
テ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前例ノ場合ニ於テハ
調査スルコト

21

選挙運動トシテ
十一年一月二日
十日ノ如ク

能ク
本邦ノ如ク

選挙候補者等
名ニ候補者ニ
リテ之ノ場合
了務院ニ
入ルル人ニ
之ノ場合ニ

18

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前項ノ場合ニ於テハ但
調査スルニ至ト

選挙委員ノ院外同僚
中常備ノ了ん是ノ如
い合ハ茲ニ言フニ取
上特異ノ事案之ヲ
片山ニ要約スル
出ノ表態ノ姓名
社交好儀礼ト候
補名、身分至厚
云々云々 選挙
内務省局ニ其ノ意
ヲ報スルニ至リ
6

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
率シタル者ナルニ因リ
ヲ無故ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前所ノ場合ニ於テハ但
調査スルコト

鯉岩委員

山岡委員は提案の良イ
ト田中委員が所説の通り
致し乍比し其案を採り
成案のニ付尚審議の
又りかり現に決意
ヲ為保之千才千才

勝白委員、
いり、主決意に万一反
村委員等が、場合の
千才千才、
千才千才、

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコト
即チ左ノ如シ

検事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前所ノ場合ニ於テハ但
調査スルコト

輿論

選挙事務長ノ選任
コトハトテトスル
四ハハニ合流
思フ

大業

今少シ
総会
提出
子

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括キ
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前項ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

9

岡山 野々良

山岡 野々良、南東、西方面
子ハ岡野カ、何カ一ニ快
生ニ幸甚シク

田代 子々良

起請録ニ於テ持シテ

~~此ノ如ク~~

いふ事

山岡

否 四、八 五 云

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第一百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無故ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前項ノ場合ニ於テハ但

調査スルナト

(10)

(1) 否 七
 (2) 否 七
 (3) 否 七
 (4) 否 七
 (5) 否 七
 (6) 否 七
 (7) 否 七
 (8) 否 七
 (9) 否 七
 (10) 否 七
 (11) 否 七
 (12) 否 七
 (13) 否 七
 (14) 否 七
 (15) 否 七
 (16) 否 七
 (17) 否 七
 (18) 否 七
 (19) 否 七
 (20) 否 七
 (21) 否 七
 (22) 否 七
 (23) 否 七
 (24) 否 七
 (25) 否 七
 (26) 否 七
 (27) 否 七
 (28) 否 七
 (29) 否 七
 (30) 否 七
 (31) 否 七
 (32) 否 七
 (33) 否 七
 (34) 否 七
 (35) 否 七
 (36) 否 七
 (37) 否 七
 (38) 否 七
 (39) 否 七
 (40) 否 七
 (41) 否 七
 (42) 否 七
 (43) 否 七
 (44) 否 七
 (45) 否 七
 (46) 否 七
 (47) 否 七
 (48) 否 七
 (49) 否 七
 (50) 否 七
 (51) 否 七
 (52) 否 七
 (53) 否 七
 (54) 否 七
 (55) 否 七
 (56) 否 七
 (57) 否 七
 (58) 否 七
 (59) 否 七
 (60) 否 七
 (61) 否 七
 (62) 否 七
 (63) 否 七
 (64) 否 七
 (65) 否 七
 (66) 否 七
 (67) 否 七
 (68) 否 七
 (69) 否 七
 (70) 否 七
 (71) 否 七
 (72) 否 七
 (73) 否 七
 (74) 否 七
 (75) 否 七
 (76) 否 七
 (77) 否 七
 (78) 否 七
 (79) 否 七
 (80) 否 七
 (81) 否 七
 (82) 否 七
 (83) 否 七
 (84) 否 七
 (85) 否 七
 (86) 否 七
 (87) 否 七
 (88) 否 七
 (89) 否 七
 (90) 否 七
 (91) 否 七
 (92) 否 七
 (93) 否 七
 (94) 否 七
 (95) 否 七
 (96) 否 七
 (97) 否 七
 (98) 否 七
 (99) 否 七
 (100) 否 七

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總結シ
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無故ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前所ノ場合ニ於テハ但
調査スルナト

11

四倍
月二

(三) (四) (五) (六) (七) (八) (九) (十) (十一) (十二) (十三) (十四) (十五) (十六) (十七) (十八) (十九) (二十) (二十一) (二十二) (二十三) (二十四) (二十五) (二十六) (二十七) (二十八) (二十九) (三十) (三十一) (三十二) (三十三) (三十四) (三十五) (三十六) (三十七) (三十八) (三十九) (四十) (四十一) (四十二) (四十三) (四十四) (四十五) (四十六) (四十七) (四十八) (四十九) (五十) (五十一) (五十二) (五十三) (五十四) (五十五) (五十六) (五十七) (五十八) (五十九) (六十) (六十一) (六十二) (六十三) (六十四) (六十五) (六十六) (六十七) (六十八) (六十九) (七十) (七十一) (七十二) (七十三) (七十四) (七十五) (七十六) (七十七) (七十八) (七十九) (八十) (八十一) (八十二) (八十三) (八十四) (八十五) (八十六) (八十七) (八十八) (八十九) (九十) (九十一) (九十二) (九十三) (九十四) (九十五) (九十六) (九十七) (九十八) (九十九) (一百)

21

8

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括シ
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

檢事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無故ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前項ノ場合ニ於テハ但
調査スルヲト

選舉主事者ハ但書ヲ

有云

片山

選舉主事者ノ場合ニ於
但書ヲ在リ如何致スル

選舉主事者カ

形ニ及ビシモノハ

其ノ相當ノ選舉人

トシテ之ニ對シテ

強ク之ヲ見合ハシ

斷リテ之ヲ無効ト

以テ

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
率シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前記ノ場合ニ於テハ但

調査スルナト

21

山

(二) 山ノ下ノ一院トシ
山岡委員ノ提子
ノ之院トシテ
委員長

山岡委員ノ提子
基礎トシテ
見テ特別委員
テテ高橋評決
乃

17
18

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括シ
手續ハ從來ノ通トスルコ
即チ左ノ如シ

検事ハ第百十二條乃至
告人が選舉事務長ニ非
宰シタル者ナルニ因リ
ヲ無效ナリト認ムルト
トシテ訴訟ヲ提起スル
前記ノ場合ニ於テハ但
調査スルコト

21

14
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

十五日午前十時
押入事務員會

17
18

一、連坐訴訟ノ手續

事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ニ付テノ連坐訴訟ノ
手續ハ從來ノ通トスルコト
即チ左ノ如シ

検事ハ第一百十二條乃至第一百十三條ノ罪ニ該ル事件ノ被
告人が選舉事務長ニ非ズシテ事實上選舉運動ヲ總括主
宰シタル者ナルニ因リ第一百三十六條ノ規定ニ依リ當選
ヲ無效ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帶シ當選人ヲ被告
トシテ訴訟ヲ提起スルコトヲ要スルコト

前項ノ場合ニ於テハ但書ノ事實ヲ公判前ニ於テモ
調査スルコト

一、(選挙) 選挙の改定(選挙) 選挙
 選挙中、選挙の改定(選挙) 選挙
 選挙の改定(選挙) 選挙
 選挙の改定(選挙) 選挙
 選挙の改定(選挙) 選挙

百十... 選挙... 選挙... 選挙...

(参考)

第一案

検事八第百十二條乃至第百十三條ノ罪ニ関スル事件ノ被告
 人ガ選挙事務長ニ非ズレテ事實上選挙運動ヲ總括主宰シ
 タル者ナリト認ムルトキハ公訴ニ附帶シ當選人ヲ被告ト
 シテ第百三十六條ノ規定ニ依ル當選無効ノ訴訟ヲ提起ス
 ルコトヲ要ストスルコト

第二案

選挙事務長ニ非ズレテ事實上選挙運動ヲ總括主宰シタル
 者ヲ被告トスル第百十二條乃至第百十三條ノ罪ニ該ル事
 件ノ訴訟ガ第一審裁判所ノ公判ニ禁錮シタルトキハ検事

原告トシ其ノ當選人ヲ被告トスル 第一百三十六條ノ規定
 = 依ル當選無效訴訟ハ公訴ニ附帶シテ提起アリタルモノ
 トシ尚此ノ場合ニ於テ被告人が總括主宰者タルコトハ檢
 事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫審判事ノ豫審終結決定ニ於テ之
 ヲ明示スルコトヲ要シ且當選無效訴訟ニ於テハ檢事ハ直
 = 民事訴訟法ニ準ジ訴狀ヲ裁判所ニ提出スルコトヲ要ス
 トスルコト

選舉制度調査會特別委

審議資料一括送御參考依

昭和十一年十一月二十八

選

昭

昭和十一年十一月二十八日

佐野、降中、送附

山岡

一 訴狀トシテ送附用ニ
 二 他者ノ送附ニ
 三 犯案ノ
 四 送附ノ
 五 送附ノ
 六 送附ノ
 七 送附ノ
 八 送附ノ
 九 送附ノ
 十 送附ノ

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ
ニ依ル當選無效訴訟ハ公
トシ尚此ノ場合ニ於テ被
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫
ヲ明示スルコトヲ要シ且
ニ民事訴訟法ニ準ジ訴狀
トスルコト

選舉制度調査會特別委

審議資料一括送御參考依

昭和十一年十一月二十八

選

昭

山形市選

一 訴狀ノモチヨリ用ケルコトカ
トナリ

推シカカ原告トナツタ
作公ノモチヨリ用ケルコ
ズンナカクト申ケル
作公ノ形勢ヨリ以テ
異議トナシテモ
為選人トシテモ
以テ之ニカクナリ

二、
原告ノ訴ニ對シテ被告ノ
リ被告ノ訴ニ對シテ原告
ヲモテ被告トシテ原告
ヤリ被告トシテ原告

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ
ニ依ル當選無効訴訟ハ公
トシ尚此ノ場合ニ於テ被
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫
ヲ明示スルコトヲ要シ且
ニ民事訴訟法ニ準ジ訴狀
トスルコト

選舉制度調査會特別委

審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十

選

12

入レ又折々あり

山崎

此ノ場合ニ百々十々あり
入レん念強ノ者迄ナリ
如ク何ナリヤ 若シ包含
規程ナリナリ 尚且
見ルル此ノ事ナリ

荏苒

ニ申送送々々
十々々ニナレバ
らりあり

原告トシ其ノ當選人ヲ
 = 依ル當選無效訴訟ハ公
 トシ尚此ノ場合ニ於テ被
 事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫
 示スルコトヲ要シ且
 = 民事訴訟法ニ準ジ訴狀
 トスルコト

選舉制度調査會特別委

審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十

選

12

百三十三号ニ就テも
 之ノ相違ニ對シテ
 カラ、選挙人ノ
 之ニ對シテ
 Wリ通ジテ
 之ニ對シテ
 選挙人

山

選挙人ノ他ノ
 選挙人ノ他ノ
 選挙人ノ他ノ
 選挙人ノ他ノ
 選挙人ノ他ノ

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ
ニ依ル當選無效訴訟ハ公
トシ尙此ノ場合ニ於テ被
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ
ヲ明示スルコトヲ要シ且
ニ民事訴訟法ニ準ジ訴狀
トスルコト

選舉制度調査會特別委
審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十

選

1212

25

任務

強例ノ如キハ百三十三條ノ犯規
トナシ又其ノ中ノ一係中
也ナラズ故ニ(中略)内閣
生也又モト出ナ

委員

選挙ノ場合リ色々トモ
百三十三條ノ中ニ係
るハ百三十三條ニ関スル
一系ノ条文ニテナリナ
アトトモ

任務

要領犯規ノ防止トシテ
七(四)ノ四款等ハ重要
ナリ用テ之ヲトモ

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ
 =依ル當選無効訴訟ハ公
 トレ尙此ノ場合ニ於テ被
 事ノ起訴狀ニ於テ又ハ廢
 事ヲ明示スルコトヲ要シ且
 =民事訴訟法ニ準ジ訴訟
 トスルコト

選舉制度調査會特別委員

審議資料一括送御参考依

昭和十一年十一月二十八

選

殿

25

山田
 於此段多クは調査報告ノ由ルニ
 行

臨場調査報告ニ於テハ
 各會区別ニ分テテ
 一公選ノ如キ者ハ
 其ノ選舉ノ結果ニ
 關シテハ如何ニシ
 一公選ノ如キ者ハ
 其ノ選舉ノ結果ニ
 關シテハ如何ニシ
 6
 7 選舉ノ結果ニ
 關シテハ如何ニシ

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ
 =依ル當選無効訴訟ハ公
 トシ尚此ノ場合ニ於テ被
 事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫
 ヲ明示スルコトヲ要シ且
 =民事訴訟法ニ準ジ訴狀
 トスルコト

選舉制度調査會特別委
 審議資料一括送御參考

昭和十一年十一月二十八

選
 凡

（以下要約）
 前記ノ場合於テハ原告ノ
 子等ノ被選挙權者ニ對シテ
 三於テ個別投票スルコト
 泉ニ
 公選ノ起リト同付ノ程
 子公選ノ起リト同付ノ程
 三已直ニ其ノ如何
 岩村（年約四十歳）
 泉ニ對シテ一選ノ可キ程
 三於テ其ノ中ニ其ノ才
 三於テ其ノ中ニ其ノ才

原告トシ其ノ當選人ヲ
 = 依ル當選無効訴訟ハ公
 トシ尚此ノ場合ニ於テ被
 事ノ起訴狀ニ於テ又ハ廢
 ヲ明示スルコトヲ要シ且
 = 民事訴訟法ニ準ジ訴狀
 トスルコト

山形村新
 除書申ニ依リ私訴
 可トスルコト得トシテ
 如何
 五三八ノ割りありん

選舉制度調査會特別委
 審議資料一括送御参考

昭和十一年十一月二十八

選 別

山形村新

山形村新

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

百十一年十一月二十八

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ
 = 依ル當選無効訴訟ハ公
 トシ尚此ノ場合ニ於テ被
 事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫
 ヲ明示スルコトヲ要シ且
 = 民事訴訟法ニ準ジ訴狀
 トスルコト

選挙制度調査會特別委

審議資料一括送御参考ニ

昭和十一年十一月二十八

選

昭

選挙委員
 調査委員

1. 四百五十人可増可白
廿儿?
2. 人口激増ノ区域ニ對
シテハ其ノ一政ニシテ
3. 選挙ノ地域ニ關シテ選挙
区ノ出來得ル限リ少クニシテ
其ノ考案ありし年ノ表
可増可白ニ其ノ基中
が立案ありし。

昭和十一年十一月二十八日

ヲ原告トシ其ノ當選人ヲ
ニ依ル當選無效訴訟ハ公
トシ尙此ノ場合ニ於テ被
事ノ起訴狀ニ於テ又ハ豫
ヲ明示スルコトヲ要シ且
ニ民事訴訟法ニ準ジ訴狀
トスルコト

選舉制度調査會特別委員會ニ於ケル審議狀況ノ概要及
審議資料一括迄御參考依命御送付申上候

昭和十一年十一月二十八日

選舉制度調査會幹事

殿

特別委員會審議狀況ノ概要

一 開會狀況

八月十二日總會ニ於テ特別委員ノ指名アリタル以來、特別委員會ハ毎週一回開催スルコトトシ、十一月二十五日迄ノ間ニ於テ十三回開會シタリ。而シテ其ノ間十月七日ノ特別委員會ニ於テ七名ノ小委員ヲ指名シ、而シテ小委員會亦毎週一回開會スルコトトシ、十一月二十五日迄ノ間ニ於テ特別委員長出席ノ下ニ小委員會七回開會シタリ。小委員會ハ特別委員會ヨリ附託セシレタル各事項ニ付細目的審議ヲ行ヒ意見ノ取纏ヲ爲ス爲之ヲ設ケタリ。

ニ特別委員會ニ於ケル審議ノ狀況

特別委員會ニ於テハ、豫テ總會ニ於テ參考ノ爲配付セラレタル幹事ノ調査項目案ノ順序ニ從ヒ審議ヲ進ムルコトトシ、先ヅ「選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項」ヨリ審議ヲ開始シ、續イテ「選舉罰則ニ關スル事項」、「選舉手續ニ關スル事項」ヲ審議シ、更ニ「其ノ他選舉制度ニ關スル事項」ヲ審議シ、今日迄ノトコロ、「選舉手續ニ關スル事項」中選舉區ニ關スル事項ヲ除クノ外、全部ニ付一應ノ審議ヲ了シ、大体ハ小委員會ニ附託シ其ノ審議ヲ進メツツアリ而シテ特別委員會ニ於テハ、總會ニ於テ委員ヨリ提出セラレタル意見及委員ヨリ紹介セラレタル

政黨等ノ意見ヲ中心トシ、別冊「調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見」ヲ主タル資料トシテ審議シタリ特別委員會ニ於ケル審議ノ内容ニ關シテハ別ノ機會ニ於テ詳細報告セラルベキヲ以テ茲ニハ之ヲ省略スルモ、唯「選舉手續ニ關スル事項」中比例代表制ノ問題ニ關シテハ時日ノ關係等ノ爲此ノ際深ク論議セザルコトト爲リタリ

三小委員會ニ於ケル審議ノ狀況

小委員會ニ於テハ、特別委員會ヨリ附託セラレタル事項ヲ逐次審議スルコトトシ、大体ニ於テ別冊「小委員會審議資料」ハ、小委員會審議資料（其ノ二）「基礎トシ

テ審議ヲ進メツツアリ
 而シテ今日迄ノトコロ、選挙運動及其ノ費用ニ關スル事
 項並ニ選挙罰則ニ關スル事項ニ關シテハ、其ノ全般ニ涉
 リ一應ノ審議ヲ了シ、既ニ其ノ大部分ニ付テハ意見ノ確
 定ヲ見タリ、唯、選挙運動及其ノ費用ニ關スル事項中一
 ニノ問題及選挙罰則ニ關スル事項中數箇ノ問題ニ付テハ
 未ダ結論ニ到達セザルモ、不日意見ノ確定ヲ見ルニ至ル
 ベレト思料ス尚選挙手續ニ關スル事項ニ付テハ小委員會
 トシテハ未ダ審議ニ入ラザルモ、之ニ關シテハ既ニ特別
 委員會ニ於テ大体必要ナル論議ヲ盡シタルモノナルヲ以
 テ、之亦時日ヲ要セズレテ審議ヲ了スベレト思料ス

選挙制度調査會特別委員名簿 (○印ハ小委員)

- | | | |
|-------|--------|-----|
| 特別委員長 | 小山 松吉 | 議席 |
| 特別委員 | 湯澤 三千男 | 番外一 |
| 〃 | 長 高毅 | 〃 |
| 〃 | 次田 大三郎 | 〃 |
| 〃 | 船田 中 | 一 |
| 〃 | 飯村 五郎 | 二 |
| 〃 | ○大 森佳一 | 四 |
| 〃 | 泉 二新熊 | 五 |
| 〃 | ○田 澤義鋪 | 六 |
| 〃 | ○蠟 山政道 | 八 |
| 〃 | 小泉 又次郎 | 九 |

特別委員

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
野中徹也	有馬頼寧	松野鶴平	片山哲	○勝田永吉	○熊谷直太	○山岡萬之助	八並武治	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	三	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	〇	六	二	一	六	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一

資料目錄

(選舉制度調査會特別委員會)

- 一 調査項目案 (幹事試案)
- 一 調査會總會ニ於テ論議ニ上リタル改正諸意見
- 一 賈收犯罪防止ニ關シ考慮ヲ要スト認メラルル事項 (幹事參考案)
- 一 小委員會審議資料
- 一 小委員會審議資料 其ノ二
- 一 選舉法令改正ニ關スル道府縣選舉肅正委員會意見 其ノ二、其ノ三
- 一 同 (事項別)
- 一 同 (統計)

一、選挙制度調査會設置の趣旨

昭和九年に大改正を加へられた衆議院議員選挙に関する
 法令は本年二月の総選挙に於て實施せられたのであるが、此の總
 選挙及昨年秋行はれた府縣議員選挙等の實績を
 顧みるに、改正法令は選挙肅正運動と相俟つて、相當の效
 果を挙げ得た事は、齊しく社會の認める所である。然し
 乍ら未だ必ずしも之を以つて十分且満足すべきもの
 ではない。選挙運動に関する取締規定が一般國民に對
 し煩瑣な感を抱かしめ、延いて純眞な選挙運動を阻害
 したとか、又選挙肅正の趣旨から見ますると、悪質犯罪の
 防止等選挙の弊害の根絶を期しますや上に於ても、高
 不十分なものもあり、其の外選挙の経驗に徴して

内閣

本「公」... 第一... 第二... 第三... 第四... 第五... 第六... 第七... 第八... 第九... 第十... 第十一... 第十二... 第十三... 第十四... 第十五... 第十六... 第十七... 第十八... 第十九... 第二十... 第二十一... 第二十二... 第二十三... 第二十四... 第二十五... 第二十六... 第二十七... 第二十八... 第二十九... 第三十... 第三十一... 第三十二... 第三十三... 第三十四... 第三十五... 第三十六... 第三十七... 第三十八... 第三十九... 第四十... 第四十一... 第四十二... 第四十三... 第四十四... 第四十五... 第四十六... 第四十七... 第四十八... 第四十九... 第五十... 第五十一... 第五十二... 第五十三... 第五十四... 第五十五... 第五十六... 第五十七... 第五十八... 第五十九... 第六十... 第六十一... 第六十二... 第六十三... 第六十四... 第六十五... 第六十六... 第六十七... 第六十八... 第六十九... 第七十... 第七十一... 第七十二... 第七十三... 第七十四... 第七十五... 第七十六... 第七十七... 第七十八... 第七十九... 第八十... 第八十一... 第八十二... 第八十三... 第八十四... 第八十五... 第八十六... 第八十七... 第八十八... 第八十九... 第九十... 第九十一... 第九十二... 第九十三... 第九十四... 第九十五... 第九十六... 第九十七... 第九十八... 第九十九... 第一百...

整備改正を加うべき。殊に又選挙の第百十九回言口
 議會に於ける衆議院議員の選挙制の理由に基
 き、衆議院議員選挙制の他の選挙の制に因りて
 百事項を調査審議する為、選挙制の調査會は設
 置されるべきである。

審議経過

七月三十日開催の第一回總會に於て、「選挙の實績」
 に鑑み選挙制度に付加する要ありと認め其の
 要綱如何との諮問が議題として提出された。
 右の諮問を議題として總會に於て各委員皆熱心
 審議し且又意見の交換も行はれた。
 八月十日第三回總會に於て特別委員の指名があり特別
 委員會は毎週開催せられ、随て總會に於て其委員より
 提出せられた意見及委員より紹介せられた政黨等々

内開

... (Faint handwritten text, possibly bleed-through or ghosting from the reverse side) ...

見、執中、選挙運動及其の費用に関する事項、選挙
挙別則に関する事項、選挙平続に関する事項、其の
他選挙制度に関する事項、新調査審議すると共に
他方より於ては十月七日の特別委員会に於て七名より成る
小委員会を改選し用いて毎週開議せられ、特別委員
會に併行して毎週開議せられ、特別委員會より討
議せられ大事項に就て、逐次審議が進められ、此の
兩會を通じて選挙の明朗と要員犯案の防止等々に
用ひては、特に力を注ぎ、選挙運動に関する事項、
選挙の規則に関する事項等の重大問題を、
一、諸君の注意を引かせるべく、
ひきつらして議すこと、
見、執中、選挙運動及其の費用に関する事項、選挙
挙別則に関する事項、選挙平続に関する事項、其の
他選挙制度に関する事項、新調査審議すると共に
他方より於ては十月七日の特別委員会に於て七名より成る
小委員会を改選し用いて毎週開議せられ、特別委員
會に併行して毎週開議せられ、特別委員會より討
議せられ大事項に就て、逐次審議が進められ、此の
兩會を通じて選挙の明朗と要員犯案の防止等々に
用ひては、特に力を注ぎ、選挙運動に関する事項、
選挙の規則に関する事項等の重大問題を、
一、諸君の注意を引かせるべく、
ひきつらして議すこと、

内閣



第一回臨時委員會...
 少委員九圓の名...
 したる委員...
 的研究...
 結果...
 整理...
 一答申...

日本標準規格 B6

第一回臨時委員會...
 少委員九圓の名...
 したる委員...
 的研究...
 結果...
 整理...
 一答申...

日本標準規格 B6

臨時委員會...
 臨時委員會...

17

4

選舉制度調查會議事順序

○會長 之ヨリ開會致シマス。

政府ノ諮問ニ對スル答申案ノ作成ニ

付キマシテ、曩ニ特別委員會ニ付託致

シマシタ處、特別委員會ニ於テハ各委

内
用

第一、調査の目的及び調査の範囲
 第二、調査の方法
 第三、調査の進行
 第四、調査の結果
 第五、調査の報告

員御精勵ノ結果今回成案ヲ得ラレ
タノデアリマス。

答申案ハ御手許へ御配布申上ゲテ
アリマスノデ、本日ハ之ヲ議題トシテ
御審議ヲ願ヒ度イト存ジマス。

(白井納)

之ヲ議題トシテ御審議ヲ願ヒ
度イト存ジマス。

先ヅ特別委員會ノ經過ニ付
キマシテ特別委員長ノ御報

告ヲ求メマス。

○特別委員長ヨリ報告

○會長 ソレデハ選舉制度改正要

綱(特別委員會案)ノ第一ヨ

リ第四マデノ四項目ニ付各項

目毎ニ逐次御審議ヲ願ヒ度

(白井納)

イト存ジマス。

先ヅ「第一選舉運動及其ノ費

用ニ關スル事項」ニ付御質問

ナリ御意見ガアリマスレバ此

ノ際承ルコトト致シマス。

○幹事朗讀

、
、
、
、
、
、
、
、
、
、

、
、
、
、
、
、
、
、
、
、

○會長 ソレデハ第一ノ項目ニ付

、

(白井晴)

長七

選舉制度改正要綱 (特別委員會案)

選舉制度調査會

厚紙の裏面に電紙を貼る

選舉制度改正要綱

第一、選舉運動及其ノ費用ニ關スル事項

片山委員ノ一部反對アリ
リシノコトニテ決定

一、選舉運動ニ關スル事項

(一) 選舉事務所

選舉事務所ハ原則トシテ一箇所トスルモ、之ヲ三箇所迄増設シ得ベキ選舉區ヲ交通其ノ他
地方ノ實情ニ應ジ適當ニ増加スル様法令殊ニ選舉運動取締規則別表ヲ改正スルコト

(二) 選舉委員

- (イ) 選舉委員ノ數ニ關スル制限ヲ緩和シ之ヲ二十五名(通ジテ五十名)トスルコト
- (ロ) 選舉委員ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト

(三) 勞務者

選舉事務長ノ外選舉委員モ亦選舉事務長ノ承諾ヲ得テ勞務者ヲ選任シ得ルコトトスルコト

(四) 立候補届出前ノ準備行爲

(イ) 立候補準備行爲ハ立候補届出前之ヲ爲シ得ルコトヲ法文上明ナラシムルコト

(ロ) 議員候補者銓衡ノ爲ニスル集會ハ一定ノ制限ノ下ニ之ヲ開催シ得ルコトヲ明文ヲ以テ

規定スルコト

(五) 所謂第三者運動

(イ) 第三者運動トシテ應援辯士ノ依頼斡旋派遣、推薦狀發送ノ依頼ヲモ爲シ得ルコトトス

ルコト

(ロ) 第三者ガ演說、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合個個面接、電話通話ヲ爲スモ差支ナ

キコトトスルコト

(ハ) 第三者ガ演說、推薦狀等ニ依ル選舉運動ヲ爲ス場合之ト同居スル親族、家族及常備ノ使

用人ハ其ノ運動ノ爲勞務ヲ提供シ得ルコトトスルコト

(ニ) 第三者ノ獨立運動ニ對シテハ實費ノ辨償ヲ爲シ得ザルコトトスルコト

(六) 個個面接行爲

個個面接行爲ノ禁止ニ關スル規定第九十八條第二項ニ付單ニ社交儀禮ノ範圍ニ屬スル談

話又ハ特ニ選舉運動トシテ爲スニ非ズシテ議員候補者ノ身分經歷等ヲ語ルニ過ギザル行爲

ハ法ノ關與スル所ニ非ザル趣旨ヲ徹底スル様運用上考慮スルコト

(七) 選舉公報發行區域ニ於ケル文書ノ頒布

選舉公報發行區域ニ關スル文書頒布ノ制限第九十八條ノ二ニ付選舉運動ノ事務ノ爲ニス

ル文書特定少數人ニ對シ推薦狀ノ發送又ハ演說會ノ開催ヲ依頼スル文書ヲ含ムハ之ヲ差

出スモ支障ナキ様適當ニ改正ヲ加フルコト

(八) 演説會

四

- (イ) 辯士ニ對シ日當ヲ供與シ得ルコトトスルコト
- (ロ) 演説會告知ノ爲使用スル張札ノ數ハ各議員候補者ニ付一選舉期間ヲ通ジテ三千枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト
- 尙第三者ノ開催スル演説會ニ付テハ一ノ演説會ニ付三十枚ヲ超ユルコトヲ得ザルコトトスルコト
- (ハ) 選舉演説會ハ選舉ノ當日ニ限り投票所ヲ設ケタル場所ノ入口ヨリ三町以内ノ區域ニ於テハ之ヲ開催スルコトヲ得ザルコトトスルコト
- (九) 選舉期日後ノ挨拶行爲
- (イ) 當落ニ關スル祝辭、見舞等ニ對シ個個面接、電話通話ヲ爲シ又ハ印刷ニ依ル禮狀ヲ發送スルモ差支ナキコトトスルコト

(一) 二、選舉運動ノ費用ニ關スル事項

(一) 費用ニ關スル帳簿

選舉運動ノ費用ニ關スル帳簿ノ様式及記載方法ヲ簡易化スルコト

(二) 費用制限ノ勵行

- (イ) 選舉事務長又ハ其ノ職務ヲ行フ者ノ費用超過支出ノ罪ニ關スル規定(第三百三十三條)ヲ適當ニ改正シテ現行ノ費用超過支出ニ基ク當選無効ノ規定(第一百十條)ヲ削除スルコト
- (ロ) 前項費用超過支出ノ罪(第三百三十三條)ヲ連坐規定(第三百三十六條)中ニ加フルコト

三、選舉公營ニ關スル事項

(一) 選舉公營ノ内容ノ改善擴充

- (イ) 選舉公報及演説會場ノ公營ニ關シ運用上成ルベク其ノ内容ヲ改善擴充シ殊ニ選舉公報ニ關シテハ可及的ニ各候補者ノ個性味ヲ表シ興味アルモノヲラシムル様工夫スルコト

- (ロ) 選舉公報ニ關シ制限字數三千字ノ範圍内ニ於テ候補者以外ノ者若干名ノ推薦文ヲ併セテ掲載シ得ル様法令ヲ改正スルコト
- (二) ポスター掲出場所及立看板配置場所ノ斡旋
演說會告知ノ爲ニスルポスターノ掲出場所及立看板ノ配置場所ニ關シ成ルベク便宜ヲ圖ル様行政運用上適當ナル方法ヲ講ズルコト

第二 選舉罰則ニ關スル事項

- (一) 形式犯ノ科刑
形式犯ニ對シテハ科刑其ノ他ノ制裁ヲ適當ニ緩和スルコト
- (二) 所謂連坐制
(イ) 選舉事務長ニ付テハ連坐規定(第百三十六條)ノ但書ヲ削除スルコト
(イ) 選舉事務長ニ付テハ連坐規定(第百三十六條)ノ但書ヲ削除スルコト
(イ) 選舉事務長ニ付テハ連坐規定(第百三十六條)ノ但書ヲ削除スルコト

- (ロ) 事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ニ付テノ連坐訴訟ノ手續ハ從來ノ通トスルコト
(ロ) 事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ニ付テノ連坐訴訟ノ手續ハ從來ノ通トスルコト
(ロ) 事實上選舉運動ヲ總括主宰シタル者ニ付テノ連坐訴訟ノ手續ハ從來ノ通トスルコト
- (ハ) 前項ノ訴訟ハ豫審中ト雖モ之ヲ提起シ得ルコトトスルコト

第三 選舉手續ニ關スル事項

(一) 選舉區

- 選舉區ニ關スル別表ニ付テハ大體左ノ原則ノ下ニ其ノ改正ヲ考慮スルコト
- (1) 議員總數ハ現在ヨリ之ヲ増加セザルコト
 - (2) 人口激増ノ地方ニ對シテハ議員數ヲ適當ニ増配スルコト
 - (3) 議員數ノ減少スル地方ヲ成ルベク少ナカラシムルコト
- (二) 投票所ノ増設
- (イ) 出來得レバ各小學校ヲ以テ投票所ニ充ツル程度迄行政運用上投票所ノ増設ヲ圖ルコト

尙投票日ハ成ルベク各小學校ノ授業ヲ休ミ此ノ機會ニ於テ兒童ノ公民教育ノ方法ヲ講ズルコト

(ロ) 投票所ノ増設ヲ圖ル爲小學校教員其ノ他ノ待遇官吏モ亦投票管理者タラシメ得ル様法令ヲ改正スルコト

(三) 開票手續

開票區毎ニ投票ヲ混同シテ開票スルノ制ニ改ムルコト

(四) 次點者繰上制度

議員又ハ當選人ノ關員ヲ生ジタル場合選舉ノ期日後一年以内ハ一般次點者ヲ繰上ゲ得ルノ制度ヲ廢止シ、當選承諾届出期限前ニ限り之ヲ繰上ゲ得ルコトトスルコト

第四、其ノ他選舉制度ニ關スル事項

(一) 道府縣會議員選舉ト選舉公營

衆議院議員選舉ニ於ケル選舉公營ノ實績ト道府縣會議員選舉ノ實狀トヲ勘考シ道府縣會議員選舉ニ付テモ適當ノ時期ニ選舉公營ノ實施ニ付考慮スルコト

(二) 選舉罰則ノ統一

各種選舉ニ關スル罰則ノ統一ヲ圖ル爲之ニ關スル獨立法ヲ制定スル等成ルベク速ナル機會ニ法令ノ整備ヲ圖ルコト

昭和十一年三月二十一日午前十時年會（第四回臨時會）

選舉特別調查會理事時序

會長 云々年會致々々々。

政府ノ諮詢ニ對シテ先申第一任成ニ付申マシテ、曩ニ特別委員會ニ付此種ニシテ多ク、特別委員會ニ於テハ各委員此種獎勵ノ結果今回成案ヲ得ラシタリテアリマシ。

答申第一回年會（此種申上ケテアリマシ）本日ハ之ヲ議案トシテ出席者ヲ對シテ云々ト存シマシ。

先づ特別委員會ノ経過ニ付キマシテ特別委員長ノ回報ヲ利マシマシ。

特別委員長ヨリ報告

會長 ヲシテハ選舉特別制度改正案（特別委員會議案）ノ第一ヲ

第四ニテノ四項目ニ付各項目毎ニ逐次ノ審議ヲ行ヒ

内

閣

Handwritten text in vertical columns, likely a list or report. The text is dense and difficult to read due to the cursive style and fading. It appears to be organized into several sections or items, possibly numbered.

二

第二 選挙規則ニ関スル事項

選挙委員

(一) 任期

任期四年ニ定ムルモ、四年ニ至ルニ現任シタルモノハ要領結果ニ依
セザルモノアリ、ソレニモ抱ラズ、在任中ニ退任シタル場合ニ
連任セシムルハ得ナクシテ改選ナラン。

総務委員

総務委員ト同シ、又衆議院ニ於ケル地位ノ際モ、非常
ニ及テ封意の見加アツタ、等アリシテ非ナラン。

人事委員

(二) 各件附設完成

人事委員ノ任中ニ於テ、凡ソ其ノ任中ニシテ、経費ノ
分リ、障カスルヲ、賛成ナラン。

人事委員、在任中同シ。

内閣

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

野中委員

(二) 修正要求意見

事實上選挙運動ヲ總括主宰シタル者ハ選挙事務長ト選挙区同一ノ地位ニアルモノナルカク總括主宰者ニ對シテモ連生規程(第百三十五條)ノ但書ヲ削除スル

蠟山委員

連生制ニ關シテハ緩和ヲ主張スルモノト高嚴格ヲ主張スルモノト兩者アリタリ特別委員會ニ於テハ數回ニ亘リ慎重審議ヲ遂ケタル結果尙多量良ノモノトシテ採決シタルモノナリ

山岡委員

何人トモモ過失ニ對シテハ責任ヲ負フト云フ趣旨ノモノト選挙事務長補任者ト同一地位ニアルモノヲ務長カ犯罪ヲ犯シタル場合連生スルノ者ニ對シテハ

内閣

一、...
 二、...
 三、...
 四、...

第三

又一方自己カ格セサレニ選挙運動ヲ総括主宰スル者ニ対シテ是修補者カ否併テ負テ一ノ酷刑ナリ 右ノ意ヲ明ニ示シ原案カ尤モ受テト信ズル 決 政友会派 熊谷、船田両委員ノ之(少数) 民政党派 八重、小泉両委員ノ之(少数) 口同 派 野中、片山両委員ノ之(少数) (一) 形式犯ノ科刑ノ全員一致 (二) 所謂連坐制ノ多数 (十七名) (三十二名中) 原案ノ面々決定 第三 選挙手続ニ関スル事項 熊谷委員 (三) 及 社 熊谷委員
--

内閣

第一 選挙権
 第二 被選挙権
 第三 選挙区
 第四 選挙日
 第五 選挙方法
 第六 選挙費用
 第七 選挙監視
 第八 選挙結果
 第九 選挙無効
 第十 選挙争訟
 第十一 選挙改正
 第十二 選挙その他

地盤切崩等ノ弊害アリ。

選挙

政友会

市部

選挙(多額)

第四 其 他選挙制度ニ関スル事項

選挙区ノ規定

富安委員ノ参考意見ヲ述ブ

四 任期 中口ニハ四十名位ノ選挙区ヲ生ス、其時ノ投票

ニハ一選挙区ニ十名ノ欠員生ラズ、現行ノ規定アリ

ルガ既ニ九名ノ補充ハ、中ニ現行ノ規定アリ

本区ヲ採用スル所ニハ其ノ中ニ生ラズ、其時ノ投票

ノ補充選挙ノ規定ヲ考慮シテ行ハル。

世不

政友会説

カ数

内閣

第四 其地選舉制度ニ関スル事項
 全島ニ於テ此等選舉通リ決定
 令長 今此一方針ヲ報告ス
 各地委員
 特別委員ノ勞苦ヲ減シ在リ希冀アリ
 本島運力ノ増進 此等施行スル所ニ取テテシテ
 尚且一般ノ選舉法ヲ改解セシメテ
 清ク且トシテ又此ノ取締一併ニ
 是等ノ現解ニ明解且公ニ
 好力ニテ之ニ
 力泉ニ
 各地委員ノ極力ニ替
 内閣

原案(多数)

原案通リ決定

第四 其地選舉制度ニ関スル事項

全島ニ於テ此等選舉通リ決定

令長 今此一方針ヲ報告ス

各地委員

特別委員ノ勞苦ヲ減シ在リ希冀アリ

本島運力ノ増進 此等施行スル所ニ取テテシテ

尚且一般ノ選舉法ヲ改解セシメテ

清ク且トシテ又此ノ取締一併ニ

是等ノ現解ニ明解且公ニ

好力ニテ之ニ

力泉ニ

各地委員ノ極力ニ替

選挙界の明瞭に、立憲政協の道力を新く事、何れも
 大切ナ事ト考へル。仰せノ中ニモア、夕柁ニ将来国民
 衆ノ予比、フモクヤウカネナラヌ。又一方取締ノ事
 局ニ者ルモ、ニ於テモ充分ニ選挙法ノ趣旨ヲ理解シ
 従来ノ通り常局中ニ穩健ニシ他面ニ面々爲シ、
 尚覺ナル取締ト各般ノ方面ヲ考慮シテ立憲政協
 ノ運用ニ選挙法ノ運用ト云フ、
 柁ニ致スルキト云フ、
 今後我々高者、
 於テイカガワニキ批道ノ起ラヌ柁常力ヲ充分致シ
 ありト思ヒス。

副会長

選挙界の明瞭に、立憲政協の道力を新く事、何れも
 大切ナ事ト考へル。仰せノ中ニモア、夕柁ニ将来国民
 衆ノ予比、フモクヤウカネナラヌ。又一方取締ノ事
 局ニ者ルモ、ニ於テモ充分ニ選挙法ノ趣旨ヲ理解シ
 従来ノ通り常局中ニ穩健ニシ他面ニ面々爲シ、
 尚覺ナル取締ト各般ノ方面ヲ考慮シテ立憲政協
 ノ運用ニ選挙法ノ運用ト云フ、
 柁ニ致スルキト云フ、
 今後我々高者、
 於テイカガワニキ批道ノ起ラヌ柁常力ヲ充分致シ
 ありト思ヒス。